

地方行政委員會議錄 第四十八号

昭和二十九年四月二十日(火曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

委員 加藤 精三君 理事 佐藤 親弘君

委員 藤尾 弘吉君 理事 吉田 重延君

委員 鈴木 幹雄君 理事 西村 力弥君

理事 門司 亮君

岡村利右衛門君 木村 武雄君

熊谷 憲一君 西村 直己君

山本 友一君 橋本 清吉君

古井 喜實君 阿部 五郎君

北山 愛郎君 横路 節雄君

伊瀬幸太郎君 大石ヨシユ君

大矢 省三君 中井徳次郎君

松永 東君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

國務大臣 小坂善太郎君

出席府政委員

法制局長官 佐藤 達夫君

國家地方警察本部部長官 齋藤 昇君

國家地方警察本部次長 谷口 寛君

國家地方警察本部警視長(總務部長) 柴田 達夫君

國家地方警察本部警視正(企圖課長) 高橋 幹夫君

國家地方警察本部警視正(企圖課長) 朝田 静夫君

海上保安監(海警部長) 砂本周 一君

海上保安監(海警部長) 砂本周 一君

救難部長 砂本周 一君

専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

四月二十日

委員尾崎義一君、床次徳二君及び山下榮二君辭任につき、その補欠として岡村利右衛門君及び伊瀬幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
鈴木幹雄君が理事に補欠当選した。

四月十九日

町村合併促進法の一部を改正する法律案(内村清次君外十四名提出、参法第九号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
理事の互選

警察法案(内閣提出第三一号)
警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出第三二号)

○中井委員長 これより會議を開きます。

この際理事の補欠選任についてお諮りをいたします。すなわち委員の異動に伴い理事が一名欠員となつておりますが、その補欠選任を行いたいと思ひますが、これは投票の手続を省略して、委員長より指名することに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中井委員長 異議なしと認め、さうに決します。鈴木幹雄君を理事に指名をいたします。

名をいたします。

○中井委員長 昨日に引續いて警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑を開始いたします前に、小坂國務大臣より発言を求めていただきますから、これを許可いたします。小坂國務大臣。

○小坂國務大臣 昨日總理から警察担当國務大臣をというお話で、お受けをいたしました。はなはだ至らない者でございますが、皆様の御協力を得まして、円満なる警察行政の執行をいたしたい、かように考えておる次第であります。よろしくどうぞ……

○中井委員長 これより質疑を進めることにいたします。古井喜實君。

○古井委員 警察法案の審議の状況はまことに遅々として進まず、停頓の状況にあるように拝見をいたしております。政府は考えるところあつてか、新進氣鋭の小坂大臣を警察担当大臣に配せられたのであります。警察法案をどう料理されるか、小坂大臣の御手腕の見せどころであるかと存じております。ところで警察法案につきましましては、この法案は何か成り立たせたいものであると私は思つておりますが、現在の警察にもたくさん欠陥があることは、もう衆論の一致したところでありまして、その欠陥の原因は、あながち制度だけではありませぬ。けれども制度の上にも、特に機構の上にも大きな原因があるということも争えない

事実であります。これを改善することとは、私も必要だと思ひます。また何しろ政治上の懸案になつてしまつたのでありますから、いつの日にかこれを結末をつけたらいいと思ひます。ならばならぬことのように思ふのであります。ところが、先ほども申すように、この警察法案審議の状況は、なかなか進まない、また関係方面で意見が対立して今日に至つておるようであります。この難航を重ねておる実情を見ますと、この問題に結末を与えることは容易でないように私は見受けるのであります。下手をやれば御苦心も水のあわにならぬとも限らんと憂うのであります。そこで、なぜこの警察法案の問題がすらすらと円滑に進まないかという原因について、大臣にも御処見を伺いたいし、それについて何う前提として問題点を擧げてみたいと思ひます。

こういう状況になつておる一つの原因は、まず法案の内容にあると私は思ひます。今回の法案は、見方によれば、筋の通つたすつきりした案でありまして、しかし、見方をかえればまことに穴だらけの案であります。つまり一つの視野だけから考へて立案した案としか考へられぬ弱点があると私は思ふのであります。警察の能率という視野だけから見れば、なるほどりつぱな案のように思われるけれども、視野をかえてみるとまことに無理があると思ふのであります。その無理があるという

ことを提案者は氣づいておられぬと思ふ。氣づいていないところに問題があると思ふ。つまり、まづ警察から立場をかえて、地方自治という観点から考へてみると、この法案が一体満足なものと考えられるかどうか、これはまず一つの問題であります。また地方自治の根底にあるデモクラシーの精神から考へてみると、あるいはまたこれと連なる人権の擁護という面、そういう広い面から考へてみると、この法案がほんとうに無理のない満足なものと考えられるかどうか。つまり視野が狭い、片寄つた視野からだけ立案されているような氣がする。ここに無理があると私は思ふ。また、一つの案ではありますけれども、白紙に線を描いた感がある。今日まで数年の間行われて来た事実、この歴史の現実を無視して白紙に線を描いておるところがあるが、改善すべき点があるならば、今日まで行われておる、また間まつて来ておる事実、これを改善するということを考へる必要があるのではないかと。つまりあまりに飛躍的であり、その方向は世にいわゆる反動的であるという方向に飛躍して来つてゐるうらみがあるのではないかと。(ノー)それがわからぬという人が立案に參與するということに、この法案の多数の國民を納得せしめ得ない弱点があるということ

を私は言うのであります。これがまず法案の内容における全体論としての無理であると思つてゐる。この点について、一体どう考へになるか。ゆうべから、あるいはきのうからか

てたいへん御勉強なさつただろうと思
いますけれども、警察当局だけから教
えられても、私の言う意味はわからぬ
かもしれない。もしおわかりになるな
ら、さすがに新大臣は大臣の器である
と私は思う。

第二番目に、この法案を提案するに
至つたまでの経過に落度があると私は
思つておる。つまり去年以来懸案の間
題であるにもかかわらず、政府は出す
も出さぬとも——出さぬらしい顔をし
て長い間過しておるのである。前の犬
養大臣は、どうも警察法の問題は出し
たくないようなことをしきりに言いつ
つやつて来たのである。そう言つてお
いて、突如としてこの法案を提出する
というところに態度が切りかわつたとい
うのが実情であります。つまりやる気
ならば、そのつもりで順次その態勢、
考え方を浸透して行かなければならぬ
にかかわらず、やらないと、やり
たくないかつこうをして、突如として
これに手をつけたということはどうい
うことでありましようか。ここにも確
かに何か割切れないものが残つて来
る。また国警、自治警が今日まで対立
して来ておる弊害を露骨に出してあり
ますが、この両者を統合して一つの機
構、制度を立てるということであるな
らば、すべからず国警側の意見も尽し
自治警側の意見も尽し、両者議を尽し
て話のまとまると思ふ。ただ一方
努力をすべきであると思ふ。ただ一方
だけの考えで始まるということ、そこ
にこういう困難に陥るそも／＼の原因
を置いておるのである。昔のいわゆる
官僚時代といわれ、あるいは戦時の強
力内閣当時であつても、地方制度をか
えるにしても、あるいは町村会長、市

長会長という当事者の意見を十分聞い
て、それでまとまらぬにしても、話は
尽した上で法律の改正は提出したもの
であります。この警察法案を提出する
について、まとまる、まとまらぬは別
にして、国警、自治警両方の議を一体
尽したのかどうか。この辺に、御関係
の方は十分御承知であらうけれども、
尽さなかつた点が大いにあると私は思
つておる。それがまた、今日この法案
の進行の困難を起しておる一つの原因
であると私は思つております。今日こ
の法案をめぐつて、国警と自治警とが
ひどく対立しておるこの状況を、一体
何とやらにならぬか。こういう状況に
まで陥つては、いずれに軍配を上げて
もろくな結果にならぬと私は思ふ。こ
の辺は、私は経過において落度がある
と思つており、できそこないになつて
しまつたということを感じに思ふ次第
であります。この点を一体どう考へ
になるか。きょうからでもみまほせ
るとお考へになるか。納得させ得ると
お考へになるか、納得させようとい
うことと努力しようとお考へになるかとい
うことであります。

次に第三の困難の起つてゐる点は、
もと／＼吉田内閣は絶対過半数を持た
ない、いわば弱体内閣であつた。この
弱体内閣が不意にかつぎ出た。この
は、法案があまりにも荷物が重過ぎ
る。自分の力もはからず、不意に
かつぎ出したという、ここに落度があ
ると私は思ふ。いわんやその後におい
て、ごく最近に至つては政界の汚職
だ、疑獄だということ、一体政府の
運命がどうなるかわからない——とい
うより、わかつていくくらいに事態は
困難になつて来ている。そのいわゆる

やせ馬に重荷というか、自分の力をは
からずして大きな荷物をかついでいる
というところに、これまた大きなむず
かしさがあるのではありません。これを乗
り切つて行かなければならぬというこ
ろに、新大臣は大きな責任をもつて
登場されたのであります。

そこで以上の数点を考慮におかれて
御所見を伺いたのでありますが、一
体政府は警察法をどうしても成り立た
せたいとお考へになつてゐると信じて
いるが、いかなる道をとつたら成り立
ち得るとお考へになつてゐるか。私
は、それにはどこに成り立つ道がある
か、政府の政治力なり、従来の経過な
り、法案の内容なりを冷静に考へて、
その上でどこに成り立つ道があるかと
いうことを、行がかりにとらわれな
いでお考へになる必要があると思ふ。
出した原案ということにあまり拘泥し
ないで、成り立つ道がどこにあるかと
いうことを見出す努力を積極的になさ
る必要があると思ふ。これが一つの道
である。さもないければこの際はむしろ
改正を断念されて、他日あらためて出
直されるはかはないと思ふし、またそ
うされるのも一つの方法であると思
ふ。もう二十日足らずの会期を残すの
みとなつた今日となつては、この問題
を考へねばならぬときになつてゐると
思ふ。大臣としては新しい問題であり
ましようけれども、法案としては古い
問題でもあり、この委員会としても、
もう長い期間をかけた問題でありま
す。この辺についてどういふお考へを
お持ちになつてゐるか、お聞かせを願
ひたいと思ひます。

○小坂国務大臣 お答えを申し上げま
すが、非常に多岐にわたつての御質問
でございますから、あるいは御答弁漏
れがありましたら後ほど補足して申し
上げたいと思ひます。

まず第一に地方自治の観点から今回
の警察法をどう考へるか、大体デモク
ラシーというものは能率的に見ればあ
まりいいものでないもので、そういう非
能率な弊をためるためにデモクラシー
自身の危機を招くおそれはないかとい
うような御懸念であると思ひます。こ
れは私から申し上げるまでもなく、警
察法というものは占領軍の所産であ
りまして、非常にデモクラシーとい
うことを強く掲げているのであります
が、デモクラシーそのものも国によつ
てあり方が、歴史的にもまたその民族
性というものによつても違ふ点もあ
うかと思ふのであります。そういう点
を無視して画一的に日本に早々に実施
した制度でありましたために、実施に
あたりまして多くの非能率、不経済の
欠陥を有しているということは、大方
の指摘するところであらうと思ふので
あります。これをどうと具体的にいい
ますと、町村を所管する国家地方警察
は国家的性格が強過ぎる、そうして自
治的要素を欠如している。また都市を
管轄する自治体警察は完全自治に過ぎ
て国家的性格を欠いているという点が
一般にいわれている点であります。

この民主的な保障という基盤を一方に
高く掲げ、治安の責任の遂行と能率化
と、責任の明確化ということ、せひ
この際解決をはかりたい。この二つの
命題の上に立つて、その調和をはかろ
うとするものでありますからして、ど
うしてもその点につきましては、限界
点の問題でありますから、幾多の意見
が出るということも当然かと思ふので

あります。

そこで第二の問題に移るわけであり
ますが、この問題点は国警と自警との
調和をどうするかということになつ
て、御質問の第二点になるだろうと思
うのであります。私はこれは調和は
はかり得るといふふうな考へを持つて
おる。かりに国警、自警の対立があつ
たとしまして、——私はこの実態に
ついてはこれから十分究明したいと思
つておりますが、かりにあつたとい
しましても、本法案を可決していただ
くことによりまして、その結果、これ
はデモクラシーの基本でありまして
から、国会において定められたものにつ
いてはこれに従うということ、その
問題は解決するであらう、またすべき
であらう、こう考へておるのでありま
す。

なお第三点として、そういうことを
不意にかつぎ出したために調和不可
能になつてゐるのではないかとこの御
意見があつたのでございしますが、こ
れは前国会においても警察法というもの
が提案されて、国会の御審議を経て、
その間に多くの貴重な御意見を承つて
おります。これは一般の国民の声を反
映しての御議論でありまして、政府は
謙虚にこれに耳を傾けて、そのとるべ
きところは十分しんじやくいたしたつ
つもりでございます。選挙に際しても、
各議員におかれましては十分一般の声
を聞いておられる、その御意見を基礎と
いたしまして、政府と与党でございます
自由党の行政機構改革委員会におい
て、練つたものでありますから、国警
だけの意見を聞いてつくつたものとは
考へておらぬ。国警の意見ももちろん
聴取されたでありましようけれども、

自警の意見もまた同様の限度において聴取されておる。その両者の意見の統合の上に立つてできた案がこの案であろう。従つて不用意にできたものではないといふように考へておるのであります。なるほど御指摘のように会期も余すところわずかでありまして、私はなほ不敏にしてこの担当を命ぜられたので、その力至らざるをおそれおるのでございまして、政府といたしましては皆さんの御協力によりまして成立をさせたい、かように強く希望をしておる次第であります。

しからばその成立の要件いかんというところでございまして、私はこの成立につきましても、政府は誠意を尽して法案の内容を御説明申し上げます。皆さんはその御判断によりまして、十分審議を尽されて、すみやかに御可決あらんことを私は心より希望いたしておる次第であります。足りない点がありましたら、またお答え申し上げます。

○古井委員 大臣の御答弁によると、要するに法案の成立を期したい、こういうことが結論のようであります。成立を期したいとお考へになるならば、もし法案に弱点があるならば謙虚に反省をされ、改善をされる必要がある、この点について申し上げなければならぬと思ひます。

なおただいまの御答弁のうちに出来た個々の点については、まだ御就任以来の時間が足らぬせいであります。か、事実と違ふ点も若干あるかもしれなと思ひます。自治警の議を尽したといふふうなことはおそらくこれは非常なお間違ひであらうと思ひます。いろいろ議を尽しておる途中でこれはもうそれつきりになつてしまつて、この案はこ

の案で飛び出して来た、こういう経過があることもなお御研究になつておく必要があると思ひます。

それからお警の能率とこれとあるいは矛盾するかもしれぬが、他の方と十分調和をはかつておるとおしやいますけれども、その点はまことに調和が十分であると私は思ふ。

次の点に進みつつ、その点についてお伺ひしてみたいと思ひますけれども、これは前々からの問題であります。が、一体府県の自治体警察というものの性格は何であるかということについて

は、遂にきよまでの質問応答では解明がつかなくなつたと思つております。どこにこの調和された点があるか、一体自治警察という説明を当初からしておられるその自治体警察の本質はどこにあるとお考へになるか、本質が失われたら自治体警察ではないのであります。そこでこの府県警察は一体自治

体警察だといふふうな説明を伺つておりますけれども、いわばその本質の中の本質とも言うべきものは人事権の問題であります。自治体の方面において何の人事権も持たないというやうなことになる、一体自治体警察の性格がそこなわれないものであるかどうか。たとえば府県知事、市町村長の身分を国家公務員に切りかえて政府が任命しても、それでも一体自治体というものの本質を破壊しないものであるかどうか。自治体警察に限らずこの法案においては人事権が別の方向にはつきり

立てられておる。前々から伺つておるこの府県警察というものの性格、これはお断りをしたいと思ひますが、府県警察というものは何だといふ場合に、つまり府県警察の機能の内容を分析し

てみれば、国家的な警察事務も地方的警察事務もあることはわかります。その意味において両方を含んでおるといふことはわかりますけれども、その仕事を執行する機構は一体このものか、つまり自治体のものであるか国のものであるかという点になると、まことに疑問が出て来るのであります。自治体的機構に国の事務をさせることもでき、また国の機構に自治体的事務をあわせてさせることも可能である。その機構の性格はどこにあるかというところが問題点なのであります。この辺はおそらく論じても尽きない点があると思ひます。しかしこれは御意見があれ

ば伺つてもみたいと思ひますけれども、伺つてもこれははつきりしないだらうと私は想像しておる。それよりも、そういう形をとつて実質はどうなつておるかというところにつきまこの警察法の色彩が出て来るのであります。私はこの繰返されておる問題をここでむし返そうとは思ひませんが、一体府県警察の性格について新大臣はどうお考へになるか、ここでひとつ新しいお考へを念のために伺つてみたいと思ひます。

○小坂國務大臣 答え申し上げますが、今回の府県警察の実体というものは、元來国家的な性格と地方的の性格を兼ね有すべき近代警察事務の運営に適合したやうな性格を持たせたいといふことで考へておるのでございまして、機構は府県自治体のものであるの

でありますし、また地方の公安委員会の議を経て、委員会の統括下にあつて何事もきめられておるといふことでござい

ます。この点はいわゆる国家的の性格が強いのではなくて自治体の本質的なものを持つておる、そういう性格のものだと考へております。

○古井委員 これはりくつの問題です。から深く論じませんが、現在国警に對し都道府県公安委員会というものがあ

ります。これは自治体の機構であります。が、この機構でありますか、どつちでありますか。

○小坂國務大臣 地方公安委員会というものは自治体の機構であります。

○古井委員 そうすると、自治体の機構が国家警察を握るといふ機構になつておるといふに現在の国警の關係は御説明になるのであります。

○斎藤(昇)政府委員 現在の都道府県の公安委員会は自治体の機構であります。が、これについて国の警察の仕事に委任をしてやらせておる、こういう形になつておると解釈をいたしてお

ります。○古井委員 そうすると、今の国警の府県の公安委員会は自治体の機構である、つまり自治体のいわゆる固有事務の範囲内に属する機構である、それに對して国警の事務を委任しておるといふ御説明であります。

○斎藤(昇)政府委員 自治体の本来の事務、固有事務と申しますか、かような機構とは考へておりません。国から委任をされた警察の運営管理について行つ機構、現在の公安委員会はさうに了解をいたしております。

○古井委員 そうすると、これは自治体の固有事務の範囲外の、しかも自治

体の機構である、こういう意味合いになりそうに思ひますが、そういうことですか。

○斎藤(昇)政府委員 さうでござい

ます。御承知のように、固有事務あるいは本来の事務、さうな區別を最近の立法はいたしていないようであり

ますが、従前のやうな考へ方から参りま

すならばさうに考へなければならぬものと思ひます。

○古井委員 そうすると、今の觀念を

もとにすれば、今の長官の御説明は、現在の道府県の公安委員会、これはこ

ういふ機構を設置するといふことを自

治体に委任したといふ、いわば団体委任の事務——本来の自治体の仕事ではな

いけれども、自治体という機構を設

けようといふ、そういう仕事を自治体

に、つまり団体に委任した、いわゆる

団体委任的な領域に属する、こういう

結論にしたいと思います。が、それで悪い

と思ひぬのですが、突き詰めるとさう

いうことになりませんか。つまりその意

味では団体の仕事である。しかし本来

の団体の仕事ではない。こういうこと

になりそうに思ひますが、……

○斎藤(昇)政府委員 さうに考へる

のでございまして、地方自治法の百八

十条の四の第三項に、「法律の定める

ところにより、都道府県に、都道府県

国家地方警察の運営管理を行わせるた

め都道府県公安委員会を置かなければ

ならない」とあります。趣旨は、ただ

いま仰せの通りの趣旨であると、か

うに考へております。

○古井委員 それで多分通つた説明だ

らうと思ひますが、そこで元に戻

つて申しますと、今回のこの警察法に

よる都道府県の公安委員会というもの

も、やはり同じ性格のものではありますまいか。つまり、それなればこそ公安委員会と都道府県警察というものの性格、これに對して中央が相当大きな統制力を持つてゐるということが説明がつくのではないかと思ふのであります。今度の新しい公安委員会も同じ性格のものになるのではないかと思ふますが、どうでしょうか。

○斎藤(昇)政府委員 これは私どもの解釈といたしましては、現在の国家地方警察の行います仕事は国の仕事で、それを運営管理するという点だけを府県に委任したものであります。ところが今度の新しい警察法におきましては、警察事務全体が都道府県にあるというところに考慮があるのであります。しかしお尋ねであらうと思ひますが、わたくしはこれといたしましては、警察法に、都道府県に都道府県警察を置くというふうな表現をいたしました。都道府県警察は警察を維持し、この法律または他の法令の定めるところによつてその管轄区域について警察の責に任ずる、こう書いたのと同じであると思ひます。これをいましてお尋ねでございます。そのように明確には書いておりませんが、しかしながら、府県に置かれる警察の組織につきましても、法律に書いてある以外はすべて府県の条例で定めるようにいたしております。また費用につきましても、原則として都道府県の負担であり、また人事につきましても、一部の例外はありますが、原則として地方公務員は都道府県の条例に定められ、地方公務員法の適用をそのまゝ受けるということでありまして、組織

も人も、それから経費も、原則としてすべて都道府県の自主性にまかせてあるという形になつておるのであります。もちろん国家的な要請にも応じ得られる限度におきまして若干の例外はございます。従いまして、その例外は自治体警察という看板は掲げてはあつても、実はないじやないかという御批判もあらうかと存じますが、われわれの根本的な考え方といたしましては、あくまでもこれは必要な最小限度において国が留保をした除外例、かように考へておるのであります。

○古井委員 この問題はいろいろ論議の方でなつてゐるに、大臣が初めておきかないと思ひますので簡単にしておきますが、もと／＼この自治体の仕事は本来自治的な仕事であるということであり、公安委員会とそれから道府県の警察機構は自治体の本来のものであるというならば、この警察の首領者を国家公務員にして中央が任免するということは、本質を破壊するといふ前々から他の委員等の御意見は正しいのであります。これがほんとうの本来の自治体の固有事務の範囲内のことであるというならば、人事権という中心のものを中央に取上げていけば国家管理のようになってしまうといふことは自治の本質を破壊する、何と弁明されてもやはりこういうことになつてしまふのはありませんか。そこで、これはそういう本来の固有の事務の範囲ではなくて、つまり同様に對する国の委任事務として公安委員会警察機構、この機構を設置するといふこと

は、国が団体に委任した事務である、こう見た方がすらすらと通るではないか、そう言われて、どこが悪いだらうかという点が残るのであります。だから、結局団体の仕事です。府県という団体の仕事ですから、その意味では自治体の仕事でつこうなんです。しかし本来の仕事じやなくて、そういう機構をつくることは、国が委任したのである、こういうふうに見てしまえば、この案の説明はすらすらとつこうに思ふのでありますけれども、何かぐあいが、悪いことがありまじやうか。

○古井委員 ただいまの説明で、私の考へるところと同じ結論になつたように思ひます。多分これは斎藤長官は、古井は古井けた知識を持つてゐるだらうからといふので、固有事務、委任事務というふうな区別はないという御教育も受けましたが、しかしこの自治法を見ましても、公共事務とその他の事務とは明確に区別をしております。昔から公共事務がいわゆる固有事務であつたことにはかわりはないように思つておりましたので、たゞ／＼の御注意をしておきます。そこで団体に対する委任事務であるということになつてしまつたが、これはこの警察がそうなる場合、この性格を説明するときに非常に大事な問題だと思つてゐる。官界における大学の佐藤法制局長官もおいでになります。異論があれば、この機会におつしやつていただきたい。なければそれでよろしうございしますが、ありませんか。

○佐藤(憲)政府委員 ええ。

○古井委員 ないといふことでありますから、これは性格は明確になりました。

そこで、そうなりますと、次にこの警察は、形においては一応自治体に属してゐるけれども、本来は、国の事務を自治体に委任したのだ、この機構は国家警察である、それを団体に委任したのだ、その機構が、国の本来の国家警察事務と自治体の警察事務と両方を

行ふ、それから自治体に委任するから、自治体的な色彩も加つて来る、こういうことになつて来るだらうと思ひますので、いわば国家警察といふものを自治体に委任したといふ性格のよ

うにこの警察法ではなるように思ひます。これは論理の當然の結論でありますから、御答弁を伺うこともありません。

そこで、この警察法について角度をかえて考へるものは、この警察法の結果、政党の警察になる心配はないか、時の与党の警察になる心配はないか、ということ、それから官僚的な警察になりはしないかという心配、これはみんなの心配であります。この点について、は、そういう角度から考へてみると、不安の点がなきにしもあらずであります。警察庁長官の任免権を総理大臣が持つ、中央の国家公安委員会の意見は聞くけれども、意見を聞くという程度のことであつて、同意がないからできないといふものではない。聞きさへすればよろしい。つまりそこから始まつて、本部の一番中心かなめの警察庁長官を総理大臣が任免する、その警察庁長官に対してはただ国家公安委員会が統制力を持つてゐるかといふこと、あまり持つておらぬ。しかも警察庁長官が地方の本部長を任免するといふ機構になつて来るにおいては、これはどうも時の政府の警察になつてしまふのではないかといふ危険を生ずるのは、私はもつとも心配だと思ふ。私は警察が担当する資格なしとは思ひません。けれども、ひどい弊害を起すといふ心配だけはしておかぬ必要がある。そういうことにさせないようにする考慮だけは持つておかないと、とんでもない結果が起る。この点において、一休警察庁長官を総理大臣が任免すること、心配ないか。国家公安委員会といふものをせつかく設けておる、これに照ら

てはなせいけないのだろうか。こうしたら安心が行くという、ここに問題がどうしても出て来ると思う。この辺はどうお考えになるのか。この点は伺えるならば、簡単に伺っておきますよ。

もう一点の官僚警察になりはしないかという心配は、昔の警察時代に、あれでも官僚警察だ、警察国家だと言われて、ずいぶん非難も批判もありました。しかしあの節は警察の幹部は必ずしも警察畑だけで育つたものではありせん。少くとも幹部は、あるいは学務行政をやり、経済行政をやつておるという広い経験を持ちつつ、そして警察の幹部になつておつた。今度は警察がけしかやらないという幅の狭い経験者が警察機構を占めるということになつて来る。いわば軍隊のようなものが大きな警察権を持つことになる。また昔は地方長官は警察だけでなしに、民生一般を担当しつゝ警察を持つておるという立場であつたけれども、今度は地方の警察の部長にしても、警察だけしかやらないという人である。こういう一つの組織をつくつた場合に、これは相當に官僚的な警察機構になつて、つまりお互いの人権の擁護の立場から心配がないかという憂いを持つことも、私は一つのもつともな心配だと思ふ。その辺について、今のこの制度のままでは心配だという論は、私は傾聴しなければならぬと思う。この点は論議をかわす意味ではありませんけれども、簡単にそんな心配はないとお考えになつておるのか、やはり考えてみなければならぬ点もあると考へておるのかをお伺いいたしておきます。

○小坂内務大臣 今度御審議を願つて

おりますこの警察法が施行された場合、警察の中立性というものが非常に侵されやしないか、あるいは非常に官僚的な機構によつて運営されやしないかという御懸念、それについて人権擁護の建前から、もう少し考え直せという意見もあるが、それについての意見というところであります。私も、そういう心配に對処いたしますために良識のある公安委員会というものを表面に浮び上らせておるわけでありまして、長官は総理が任免するといふのは、それに関連いたしましてその必要性を言及されたのでございしますが、警視庁長官は国家公安委員会の管理のもとに警察行政についておのずから所定の権限を行つておるわけでありまして、政府の治安責任を明確化するためには、国家公安委員会と同様これを総理が任命することが必要だと考へたのでござい

ます。しかしこれによつて長官に對して職務の指揮監督を行つては毛頭持つておりません。職務上の指揮監督をあげて公安委員会にゆだねることになつておるのでありますから、その任免について直接の責任を政府が持つことを適當と認めたための措置でありまして、任免にあたつては国家公安委員会の意見を聞くことになつておりまして、国家公安委員会は長官の懲戒、罷免に對する必要な勧告をすることができることになつておりますので、総理が任命する上においても勢ひ慎重にならざるを得ないと思へるのであります。これによつて警察の中立性が得られるようなおそれはない、かように考へております。意見を聞くといふことは、必ずしも同意を前提としないではないかという御議論もありません

が、大体世の常識というものがございまして、同意がないから何でもかんでも押し切つてやるということでは、一時はやれても円満な行政を執行するといふ建前、運営するといふ建前から見ますならば、これはやはりそこに意見を聞くということが、これは何か常識的な納得と理解といふものが前提になつておるのでございまして、その間の連絡を密にするといふことは、これはもう行政機関を運営するものの常に考へていなければならぬこととございします。でございしますから、この言葉の持つてゐる深い意味を御理解願ひまして、きょうな御懸念はなきようにお願ひしたいと思ひます。もつとも古井さんはそういう御懸念を持つての御質問ではないと思ひます。たださういふ懸念もあるといふ御紹介の意味を持つての御質問であります。が、私もきょうに考へております。

な、警察庁長官は非常に幅の狭いものになるのじやないかという御懸念の御紹介もございしました。まあここに齋藤長官がおられますが、警察一本やりではない、やはり非常に深く諸般の問題についての理解を持つておられるので、個人を例にとりましてはなはだ失礼であります。が、そういうことは一般の行政常識からいたしまして何か警察のこと以外には何も考へぬといふような行政官が長になるという事態は、私どもの常識からは、お互いの常識にはないのだと思ふのであります。さういふ意味で人権擁護といふ建前からの議論は、一応十分傾聴いたしますが、さういふ御議論に對してはさういふ懸念なしとお答え申し上げる次第でございします。

○古井委員 小坂大臣はお人柄がいいせいか万事見方が甘いのであります。じつくりお考えになつてみると、まことにその甘い考えとは違つた結果が起ると思ひます。私はただ世上にある議論を紹介してゐるのではありません。それはど甘いことはこつちが言つておりません。よくお考えになつておく必要がありましよう。それをお考えになつておく必要があるといふことだけを言つておきます。

それについてなお注意を喚起しておきますが、公安委員会といふものがあつて、これが相當に警察に關与するようにお考えになつておるのでありますけれども、一休公安委員会——まあ国家公安委員会だけを例にとつてみますが、これは一休だけの権限を持つておりますか。公安委員会の権限で、これはこの警察法をこらんになれば、第一長官の任免権はないのです。これは急所です。首つたまを握るということが根本なんです。意見を聞かれると言つても、自分が任免するのではない。つまりこの任免権がないといふこと、これが致命的な欠陥です。それからまた都道府県警察本部長の任免権も何もないのです。どうしてこれが地方の警察を握れますか。また都道府県警察に對する指揮監督権も公安委員会にはないのです。警察庁長官にあるのです。一休何があるのか。あるのは、つまり名前の上における警察庁所管事項についての管理といふことだけである。一休管理といふのは何であるか、一休だけのことに關与するの。一々の警察事務について客観するといふものではありますまい。で、管理といふ範圍に何が入るのか。そ

れについて関与させるのか、させないかは、実は警察庁長官のやり方次第になるのです。そこで国家公安委員会というのがありまして、小坂さんがごらんになればたいへん役に立つ機構のようになるのですけれども、實際はロボット機関になるのです。これはもうやつてみるまでもなしにわかつてゐる。おまけに国家公安委員会と警察庁長官とはどういふ關係になつておるか。

これは、国家公安委員会は国家公安委員会、警察庁長官は警察庁長官と二つ別々の行政官庁になつておる。警察庁長官は決して国家公安委員会の附屬機関ではないのです。これは警察法上明らかです。独自の権限を持つておる。しかも地方の本部長の任免については、公安委員会が警察庁長官の諮問機関になつておる。これはおかしくなつておる。諮問機関といふ建前になつておる。これは公安委員会が中心にあつて、警察庁長官が附屬機関になつておるという場合をかりに考へれば、附屬機関の方が親王の方に諮問をするといふのは、これはもう体系がくずれてしまふ。だから二つの別の機構になつておるのです。しかも都合によれば警察庁長官が上のような機構になつておる。この法案はこういうことになつておるのです。大臣がお考えになるようなそんなものでないといふことを認識される必要がある。運用してみたらどういふことになるかといふことは、私はわかり切つておると思ふ。この辺は、今の御説明でありますけれども、よく御研究になつてみたらどうか。また齋藤長官をおほめになつた言葉はまことに當つておると思ひます。しかし齋藤長官は警察一本で育つた方

で、管理といふ範圍に何が入るのか。それについて関与させるのか、させないかは、実は警察庁長官のやり方次第になるのです。そこで国家公安委員会というのがありまして、小坂さんがごらんになればたいへん役に立つ機構のようになるのですけれども、實際はロボット機関になるのです。これはもうやつてみるまでもなしにわかつてゐる。おまけに国家公安委員会と警察庁長官とはどういふ關係になつておるか。

ではありません。こういう幅の広い経験者ならいいということをお言つておるのであります。今後は警察という狭い畑だけで育つた兵隊さんみたいな人が警察を全部占めるようになるということを私は言つておるのです。これはお考えを願つておく必要がある。これから私だけがしゃべつておつても悪いから、突き詰めて論じておつてもよろしくございませうけれども、注意を喚起しておくだけで次の問題に移ります。

そこで次は、小坂大臣は労働大臣を現在でもおやりになつておつて、労働運動、労働問題等についてはさだめし十分な認識を持つておられましようし、御信念も持ちだらうと思ひますが、この春季の労働攻勢のピークは、一体いつごろ来るというふうにお考えになつておられますか。春季とは言いながら夏から先に来るようにお考えになつておるか、春季にピークが来るとお考えになつておるか。これは警察法との関係で特に何つておかなければならぬ、どうお考えになつておられますか。

○小坂国務大臣 先ほどの点については私どもの考え方もございませうが、まあしいて答弁をしないで参考意見として聞けというお話でございませうから、また別の機会でもございませうからお答え申し上げます。

ただいまの後段の御質問の労働攻勢についての見方でございませうが、私どもの立場といたしまして将来のことを予見するということは、労働問題の扱い方として非常によくないという見解を持つております。労働問題そのものに対しては、政府としての批判をするというよりは差控えたいと思ひますが、ただ私どもも労働情勢全般につ

いての判断はしておりますが、むしろそれが及ぼす国家への影響、国民経済への影響、そういう問題についてよく労働者諸君に知らしむる、こういう教育的な立場も必要であるとは考えております。ただそれがどうなるのか、この労働組合の個々の行き方がいいとか、悪いとかいうことを直接、私どもから言うというよりは、むしろ対立あるいは闘争というものを激化させることになりまして、非常に差控えるべきことであるという立場をとつておりますので、その点御了承願ひたいのであります。

三月、電産、炭労あるいは国鉄の首切り反対、こういうものを中心として、あとに造船、鉄鋼、あるいは官公労というふうなことで非常な一大労働攻勢が始まるというところは言われておりますが、御承知のようにこの問題については電産がたまたま調停が出ておりますが、炭労の方は片づきました。国鉄の反対闘争の方も非常な激化した状態ではございませうことは御承知の通りであります。大体三月攻勢というもののについては、もうすでに三月も過ぎましたが、大体御承知のようになつておるといふ程度で御許しを願ひたいと思ひます。

○古井委員 遠慮深く事柄が事柄だからというので、十分は話さないという意味でお話になつておりますが、少し見方が甘くはございませうか。三月に盛り上げる、これが今のうちにちよつと治まつておるようになつておるのをおつておるのを、これで治まつた、こういうふうにお考えになつておるのかのこゝろ聞える。一部の研究者は、これはずらしておるんだ。これがつまりものと

もとある赤化勢力の既定の方針だと言つておる。条件が整ひ、機が熟する時期までずらすという考え方は、もともとその方面と、それから総評との間に食い違いがあつた。むしろそれに引きずられておるといふ見方がある。まさに条件は整つて来つたあります。これはあまり深くはここでは論じませんけれども、私もちよつとほやけたことを言つておるのではない。これは真剣にお考えになつておく必要があると私は思つておる。

ところでこの警察法が幸いに成り立つというになれば、施行が七月であります。七月を前にしてもんでおる間に、またきまつて施行になるまでの間に、また施行になつた当分の間に、警察界が一体どれだけ動揺するのかわかりませんが、よくお考えになつておく必要がある。おしくじりをしないだけのことは、十分お考えになつておく必要があると私は心配しておるのであります。それでこの点は御答弁に満足はいたしません、よく考えていただきたいということを言うのであります。

次に七月からこれが施行になるとして、公安条例というものが、今いろいろな困難を起しつづ各地にできたのですが、この警察を府県に移すとすれば、府県に公安条例というものがすぐできましようか。ギャップが相当でございませうか。また容易に簡単に府県で公安条例をつくるのができないう場面も起りはしないかと思ひます。そういうこともあり得ると思ひます。これはどういふふうにお考えになつておるか。公安条例を府県で制定することができない場合も起りはしないか。また、つくるにしても相当なギャップが起さないうか。悪い時期にぶつからなければ幸いです。その辺はどういふことになつておるか。これはあとでわかることではあります。どうせ秋まで行つてみれば、そのところはどうかう結果になつたかわかることではあります。が、ごらんになつておるところをお聞かせ願ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 御指摘のように新警察法が施行に相なりますと、市町村でつくつております公安条例のうちで、市町村の公安委員会にあらかじめ届け出るというような条項につきましては、市町村の公安委員会がなくなりますから、従つてこの施行のしようがないのであります。そこで、しからばこれを当然に都道府県の公安委員会に譲みかえられるかと申しますと、その立法措置が必要なのであります。その点はこの法律の附則の二十八項の経過措置の政令によつて措置をいたしたい、かように考えております。

○古井委員 市町村の公安条例は失効する。府県の公安条例はまだできない。その間の経過措置をこの附則の二十八項でございませうとおつしやいませうが、一体どういふ方法があり得るでしょうか。この経過措置として公安条例をどういふふうにかかはりなくつくつてしまふということになるのか。そんなことはできるでしょうか。どういふ方法をお考えになつておりますか。

○斎藤(昇)政府委員 それは条例自身は失効いたしません。市町村は警察法に言う警察を持つておりません。でも、公共の秩序を維持するために必要な条例は設けられるわけでありませうか。

ら、条例はそのまま存続をいたします。しかしながら先ほど申しますように、市町村警察があるのは市町村の公安委員会というものがなくなりますが、その市町村警察というものはこれは都道府県の警察だ、市町村公安委員会というものは都道府県の公安委員会、かように譲みかえるようにいたすのが最も適當である、かように考えるのであります。

○古井委員 そういたしますと、市町村の警察はなくなるが、市町村がつくつた公安条例は依然として失効しないで効力を維持する。そこで府県の警察機構が執行するということになる。こういうことであります。もしそうだとすれば、この市町村の公安条例はいつまでも置いておくことになるのですか。府県はつくらずにいつまでも置いておいてもいいということになるのですか。府県につくれと言つたつて、つくるかわからぬか、切りかへはでぎにしまひはしまひませうか、またしなくてもそのままで行こうということになるのか、その辺はどういふことになつておるか。

○斎藤(昇)政府委員 市町村がその条例を廃止しない限りは条例が残るわけでありませう。そこでその際に政令で譲みかへ規定を設ける、かように考えておるのであります。しかし本来は府県でございませうな条例をこしらへることが最も望ましいと思ひますが、府県がその条例をつくるというふうなことになるまでは、その市町村の条例は残るものとかがように解釈しております。

○古井委員 市町村の条例が残るものだらうとおつしやいませうが、市町村は

かつてに廃止できるのであります。市町村は府県にできようができませんが、かつてに廃止できません。できるはずだと私は思うのです。それを廃止させないように拘束することは困難であろうと思う。のみならず市町村が市の警察などは自分で維持して行きたいといつてゐるのに、警察法でこれを制約してしまふといふ。そうすると県に持つて行つたときは感情的にも廃止すると思ふ。またそうなれば公安条例は、何と考へておろすかなくなる。府県の方でつくるといつても、つくらせるのに強制する方法はなからうと思ふ。ここにどうしてもギャップができる心配はありますまいか、その点が私は問題であり心配であると思つてゐる。

○斎藤(昇)政府委員 府県が新しくつくるといふことは実際問題として相当困難であると存じます。市町村が警察法の改正について感情上これを廃止してしまふかもしれないという御意見であります。私は市町村が自分の市町村の公共の秩序維持のためにつくつた条例を、感情上廃止しようとはちよつと考へられないのでございませう。ただ公安条例につきましては、現在の事情にかんがみまして、国でこいつた内容の法律をつくつた方がいじやないかという意見もございませうので、早晩全国の市町村あるいは都道府県の公安条例を参酌しながら、現在の事情に合う適当な立法措置が必要ではなからうかと考へておるのでございませう。従いまして、この経過的な読みかえの政令の措置もそれまでの暫定的なものである。さうに考へております。

○古井委員 ただいまの点は、私には問題が残ります。市町村は廃止しない

だらうとおつしやいますけれども、感情的でなくとも警察の事務が形の上でなくなれば、まだ市町村の公共事務的な人命、財産の保護という事務がございまして、現実には機構も持たぬので、多分廃止するのが当然の行き道になりはしないかと思ふ。これを廃止せぬといふ方法はないかと思ふ。そこに御説明で十分ならざるものがあると思ひますし、おそらく条例の内容には警察に届出るといふことがあると思ひます。この届出る警察というものは多分自治体警察に届出るといふ規定だらうと思ふのですが、これはなくなるといふ、しなないと思ふ。こういう点がどうしても問題として残ると思ふ。多分これはむずかしいだらうと思ひますが、適当な方法がありましようかどうでありましようか、御説明がつくなら答弁していただきたい。

○斎藤(昇)政府委員 市町村がつくつた条例でありますから、市町村の廃止は自由であります。これを廃止するなといふことはちよつと無理だらうと私も存じます。しかしながら市町村の公安委員会あるいは市町村の当該警察を、今度は府県の公安委員会、府県の警察署というように読みかへますことは、市町村が条例の改正をいたさないで政令でさうに読みかへることを経過規定としてなし得るものかと考へております。

○古井委員 今の政令で読みかへるようによつてということでありませうが、これは市町村の条例の読みかへ規定を、一部改正の規定を政令で定め、政令で市町村の条例を改正するということになると思ひます。しかも改正をするこ

とができるかどうか、それは府県の条例としての効力は持つていませんで、国の法令としての効力を持つことになつてゐます。もしどうしてもそこそこが困りになるならもつと考へをかえ、根本的におかえにならなければならぬ点もあるのではありますまいか、この点は問題を残して、次の点に移りたいと思ひます。

○門司委員 ちよつと関連して……今の点は非常に重要ですが、斎藤君考へ違ひをしてゐるのではないですか。市町村の条例を府県に読みかへることはできないのです。同時に市町村には全部に公安条例があるわけじやない。地方自治法に定められております条例の範囲から解釈して行けば、たとえばこういうことが書いてある。市町村の条例は、たとい条例をきめても、府県の条例に違反するときは、当該市町村の条例は無効とするといふことが書いてある。読んでごらんないか、その通りのことか書いてある。もし斎藤君の意見のようなら、たとえば府県が公安条例を持つてゐる場合は、当該市町村のあるものは全部無効になる。警察制度もかわりますし、条例も無効になる。市町村に残して置いても県の条例が優先するのでありますから、そういう結果になる。今の考へ方は、考へ方としてはまつたく適な結果になると思ふ。古井さんの御心配されておるのは、規定の上から行けば市町村条例よりも府県の条例が優先するのであるから、警察法がかわれば市町村の公安条例はそのままあつてもいいのである。府県の条例を持たぬものはいかんともしがたいところができて来る。これは当該市町村だけにしか使えないのであ

りますから、これを府県の条例に読みかへることになると、府県の条例が六つも七つもできてしまつたらどうします、どの条例がほんとうだかわからなくなる。私はおおよそその法律をこしらへ、府県の条例をこしらへる場合には、やはり統一したものでなければならぬと思ふ。市町村の〳〵持つておられます条例は、これを府県の条例と読みかへるといふ、そんな不見識なものじやないと思ふ、だから古井さんの御心配になつておるのには、府県にもし公安条例がなかつた場合にはそこに大きなギャップができる、盲点ができる、その盲点をつかれて団体等の行為が無届けで行われるようなことがあつては困りはないか、こういう御心配じやないかと思ふ、だからその点は、ほんてりあなたの方で考へないと、とんでもない問題が起ると思ひます。市町村がみな条例を持つておればいいのですけれども、みな持つておりませう。自治警察を持つておるところしか持つておりませう。しかもその条例といふものは、おの〳〵当該市町村で使うのでありますから、それを府県と読みかへるといふことで一体府県の統制がとれるか、Aという市はこいつた条例がある、Bはこいつた条例であるといふのでは、統一された公安条例といふことはいへない。その点は、自治法には県の条例が優先するように書いてありますから、あなたの方でさういふように答弁したらどうなんでしょう。

○斎藤(昇)政府委員 ただいま御質問の点は、私はその前提に立つて申し上げておるのであります。もちろん府県の条例があるなら全然心配はありません。

府県に条例がないところについて心配があるわけで、これは当然のことだとして私は申し上げておるのであります。従いまして現在府県に条例があるところは市町村には条例がございませう。公安条例につきましては、市町村の公安条例を持つておるところでは府県では持つておりません。従つてあなたの御心配になつた事態が起るわけでありませう。そこでその場合に市町村の条例がそのまま生きてゐる、生きてはおります。しかし当該市町村の公安委員会に届け出るといふことがその内容になつておりますが、市町村の公安委員会といふものがなくなりませうから、その市町村の条例はそのまま生きておりますが、その条例で市町村の公安委員会といふ場合には、都道府県の公安委員会と読みかへるのだといふ規定をいたすわけであります。

○門司委員 そうすると、こいつた解釈でいいのですか。たゞ〳〵議論になつておりますが、政府の考へ方は、法律で定めれば何でもやれるのだ、結局法律で定めるのだ、無理があろうとどうしよう、その形がたといおかしからうとそれでいいのだ、こいつた考へなのですか。そこまで議論をすれば、これは何をか言わんやであります。別にわれ〳〵議論する余地はないのです。しかしわれ〳〵が立法措置として考へて行きます場合には、やはり筋の通つたものにして、きちんとしておかぬと、おの〳〵市町村の持つております公安条例が、県の警察になつても生きてゐるのだといふことになりまして、公安委員会の中には、やはりこれを読みかへるというようにあなたの方で簡単にお言ひになりますけ

れども、読みかえるにいたしまして、一つの県に八つの公安委員会を持つてある都市があれば、八つの条例はみんな違ふのであります。その場合に、当該公安委員会とあるのを、府県公安委員会と読みかえるというような政令を出せば、それでいいのだということになると思う。そうすれば斎藤さんのお考えは、大体条例としての取扱いがそれでいい、こういうふうにお考えだと思ふ。A、B、幾ら市があつても、府県の中にある全部の市の公安委員会という名前は、それは府県公安委員会と読みかえると思ふ。大體それでいいというふうな考えだと思ふ。手続上は一応それでいい、しかし府県としての公安を維持するための一つの方法としては、地区々々において違つた公安条例というものが、一應適用になるかどうか。もう一つは、府県にはおそろしく今のお話のように、持つておるところと持つていないところとあります。持つていないところでは公安条例はないのでございましょうが、しかし府県の持つておられる公安条例が、国警に適用されているところがないわけではございません。やはり集会所の他については、国警の地域内といえども、これちやんと、いろ／＼な届けを出させてやらしておることに間違いはないのであります。これはやはり一つの府県の条例に基いておると思ふ。今の公安条例というものは府県によつてあるところもある、ないところもあり、すし、市町村においても、警察を持つているところもあるし、持つていないところもあります。きわめて区々まち／＼になつておる。従つてこういう時代に警察法の改正を行います場合に、今古井さんの御心

配は、先ほど大臣にお聞きになりましたことが前提でありますので、いろ／＼な問題が起りはしないか、その場合にそういう盲点のあるようなことではないか、古井さんの今の御心配の一番大きな問題だと思ふ。大臣にお聞きになつた考へだと思ふ。それから考へて参ります。今、今の斎藤君のようなことでは、そこに非常に大きな盲点が私ではきて求ると思ふ。だからどうしてもそういうことになくして、ただ府県なら府県にやはり公安条例を置くのだというやうなことが、もし斎藤君のお考えだとするならば、なければとてもこれは古井さんの御心配の排除はできない。どこまでも御心配のことができて来る。だから立法の建前上、そういうまち／＼のものをつくさんしつらえて、一方にはそういう条例のない地域ができておるといふことではいけないといふことに對して、どう処置するかという古井さんの質問に對しては、これはそういう法律でやるのだから何でもやれるのだという今の考え方では、おそらくそういう盲点ができると思ふ。もう少しその点について、大臣から私ははつきり聞いておきたいと思ふのです。大臣は両方所管されておられますので、一体どうされるのか、そういう斎藤君のような答弁でいいのか悪いのか、もう少しはつきりしておいてもらいたいと思ひます。

○小坂國務大臣 結論から申し上げますと、そういう盲点はないといふふうな考へております。國警長官も御答弁申し上げましたように、府県の条例のあるところはそのまま、条例のないところは、今までのものは別に失効するわけじやないのであります。経過措置としてそれを認める、こういう考へ方で行けると思ひます。

○門司委員 それじやこれは大臣に聞いておきますが、今の心配は——府県条例のあるところはそれでいいのです。府県にないところは、府県全体の区域にこの公安条例は適用できませんよ。たとい斎藤君の言うやうに名前を書きかえても、八つの地域があれば、八つの地域だけに公安条例があつて、その他の地域には公安条例がないといふことになるのですが、そこに盲点ができやしないかという結論が出て来るのです。

○斎藤（昇）政府委員 ただいまおつしやいますように、府県になくて、市町村にだけある、しかもそういうところこそとつくつていないところがあるわけでありまして、現在盲点があるわけでありまして、現状をそのまま経過的に引継いで行くというだけであつて、現状よりは悪くはならないのであります。現在府県にも条例がなく、市町村にも条例がないというところにおいて、その盲点があるわけでありまして、その盲点は盲点として残るだけで、今よりも悪くはならない。従つて市町村の条例を持つておるところで、今度それを讀みかえたといふ場合には、市町村ごとによつてその条例のないところはやはりありませんし、それからあるところにあるとしても、あるところでは七十二時間前に届け出る、あるところでは四十八時間前に届け出るということになつておられます。なつておられます、その相違は現在と同じように違

うだけであつて、現在の状態をそのままに経過的に存続させるというだけでございます。

○門司委員 それからもう一つ、条例のことでそういう議論が出て来るならば、聞いておきたいのは、条例はあなたの方の議論は、法律でこしらえるから何でもいひのだという議論の上に立つておる暴論だと思ふ。条例は府県議会の議決がおります。これは自治法にはつきり書いてある。府県でこしらえようとすれば、規則の場合は別であります。規則でありますれば府県の議会の議決を経なければならぬ。同時にこれについては罰則がついております。そういうものを單なる政令で一應府県の条例と読みかえるというやうなことは、これは明らかに自治権に對する侵害ではありませんか。府県の自治体がある公安条例をそのまま移譲するといひましたも、その条例には罰則がついておられます。こういうものが区まち／＼になつておる。私はそういうことを考へて参りますと、政令で定めればそれでいいのだというりくつは通らぬと思ひます。府県の条例は府県の議会の議決を経なければならぬことになつておる。規則は別であります。規則は条例で都道府県の執行者に委任すればそれでいいのであります。ちやうど国会で論ずる法律と政令のやうな形になつておるから、それでいい。しかし地方の自治体の持つておる唯一の立法——と言つて少し言い過ぎであります。その条例を国の政令でどつちにでも移すことができるというやうなことが、もしできたとするならば、それは將來えらいことになつて参ります。

○斎藤（昇）政府委員 ただいま私の申し上げましたのを、府県の条例にするやうにおつたやうなものであります。が、そうではございませんで、市町村の条例は市町村の条例であります。従つて府県の条例にはなりません。ただ市町村の条例の中に市町村の公安委員会とあるのを県の公安委員会と読みかえるというだけでござい

○古井委員 今の点について関連の関連であります。私が尋ねておつたのは、今県に公安条例をつくつていない、それから県にはないが、市町村でつくつておる、こういう場合に、つくつておらぬ市町村のところを問題にしておるのではないのでありまして、今つくつておる市町村の公安条例がどうなるかといふことを言つておつたのであります。だから現在盲点といふか、穴があいておるところは、これは現在そうなんだから、問題じやない。現在つくつておるところを私は問題にしておつたのであります。そのときに、やはり市町村が廃止する自由はとめようがない。廃止する自由は何とも拘束しようもないといふところに、どうしたつて盲点が起ると思ふ。また廃止しないでおるといふところに、一部を読みかえをする規定をつくらなければならぬ。それは政令でつくるおつしやる。しかしその政令は府県の条例ではないのであつて、政令である。その政令は一種の公安条例にかわる。その政令でつくるというやうなことが一体できるのかといふことになる。読み

答弁等、事実上国家地方警察に關しませう内閣總理大臣の職務を代行せしむる、これを御承知のように犬養大臣が私の前にやつておられたわけでありませうが、代行を私にあらためてせよ、というところでございます。従いまゝで、手續上もそのようになつておるを第でございませう。

○中井委員長　ちよつと古井君に申し上げますが、あなたの御質疑は午前中に終了されて、午後二時三十分になつて、

お姿が見えませなんだため、北山君が疑を進めていたのだ次第であります。従ひましてあなたのお質疑につきましては、北山君のお質疑が終りましてこれをお進めくださつてよろしくうしざいます。それともたゞいまだに總理が見えませんでしたから、これに對する御質疑があるならばあらためてお始いただいたてもよいと思います。いかがでしょうか。

○古井委員 やつてもわかつてつてつこ

中井委員長 比田野中一子、ザマ

が、今副総理が見えまして、副総理

さらに他に参らねばならない委員会
お持ちのようでありますから、でき

すなら副総理へ質疑を集中せられん
とを希望いたします。

○北山委員 それでは緒方さんにお
いします。実はたゞ小坂國務大

にお伺いしたのでございますが、わ

察担当の大臣として、警察法案に関

る揚深理由の説明その他、質疑等を
めて審議して今つたのでございま

が、今突如として警察担当の大臣をえられるということは、本案の審議

におきましても大きな影響があると思
うのであります。もちろん政府の意思と
しては一つであつて、これはだれが担
当してもかわるところはないと思いま
すけれども、しかし審議を實際に進める
という意味からすれば非常に障害にな
る。当委員会としてはこれは大きな問
題であらうと思つてあります。な
ぜ一体この重要な重要法案の審議の途
中においてかえなければならなかつた
か、私ども、汚職の方が非常に忙しく
なつたので、犬養さんは汚職専門の担
当大臣になつて、こちらの方の兼
任を解かれたというふうに常識的には
承知するのであります。しかしこの
案の審議を熱心に進めて来たわれ／＼
委員としては、まことに迷惑しこ
くに思つてございす。従いまして
政府として国警担当の大臣をおかえに
なつたという経緯については、御親切
に委員会に説明していただきたい、か
ような意味を簡単に小坂大臣にもお聞
きしたのであります。重ねて緒方副
総理からこの点を明確にしたいだき
たい。お願いを申し上げます。

○緒方副総理 御質問の御趣旨も
つともな点もあるものであります。政
府では今回の警察法案を非常に重要に
考へておりまして、ぜひ今国会中に御
審議を願つて通過したい、さう
に考へておりますところ、大分法案
の審議が遅れておる、その遅れた理由
の中に、法務大臣が警察を担当してい
る際にいろいろ問題が法務省に起り
まして、そのために法務大臣の不出席
が一つの原因になつておることも考へ
られて参りましたので、この際その担
当をわけまして、小坂労働大臣に担当
してもらつて、警察法案にひとつ集中

して御審議を促進して参りたい、か
うに考へまして、きのうこれをきめた
ような次第であります。小坂労働大臣
も警察法につきましては、相当熱心に
研究しておられますので、この際の担
当者として適任であらうと考へた次第
でございす。

○北山委員 大臣をおかえになつた
という事は、この警察法の審議を進め
る上から、委員会に担当大臣の出席を
行ふようにするといふ便宜上の趣意で
あるといふことは了解いたしますけれ
ども、しかしそれにしましても、やは
り委員会としては非常に困る立場に立
つてのじやないかと思つてゐる。今ま
でのこの委員会の審議はまだ一般質問の
範圍を出ておらない、逐次逐次審議に
入らうとする段階にあるのであります
が、しかしこの案を政府側において提
案をしたい／＼な趣旨といふようにな
点につきましても、犬養大臣との間に
い／＼な質疑応答がかわされてお
ります。しかしその土台の上にさらに審
議を進めるといたしますならば、こ
れは委員会としての審議上非常に便宜
じやないか、かように思つてあります
が、この際審議の途中において大臣
をかえられた、そういたしますと、わ
れわれとしてはやはり今までの一般
な質疑といふようなものも、考へ方に
よれば根本からやり直しをしなければ
ならぬ、あらためて警察担当大臣とし
ての所見をいろいろな角度から聞か
なければならぬといふような必要もこ
れは当然起つて来るわけでありまして、
さういふ意味ではかえつて審議のため
にはうまくないのじやないか、かよう
に考へるのであります。副総理は
その間のそれらの事情といふものを

十分にお含みの上で、やはりさうい
う障害が出て来るといふことを十分予
想の上で大臣をおかえになつた、かよう
に考へてさしつかえないか、その点を
お伺いします。

○緒方副総理 さういふ点ももち
ろ十分に考へた上で担当をかえたので
ございす。今お話になつたような点
ももちろんあると思つてゐますが、先ほど
御指摘になりましたように、政府は一
体でこの警察法そのものについては、
みんな共通した考へを持つております
るし、御質問を新たにされるというこ
とは委員会の御自由でありますけれど
も、大体において今までの御質疑の点
は新しい担当者においても同じ共通な
考へを持つておると思つてゐるし、前
の大臣との間の引継等は十分にいたし
たのでありますから、その点につきま
してはあまり食い違ひはないはずと考
へております。

○北山委員 私はもう一点副総理にお
伺ひしますが、この警察法についてで
ございす。実は政府あるいは広く政
界といふものをめぐつても汚職あるい
は疑獄といふような問題がど／＼進
行して参つておる、それと並行してこ
の警察法の審議をいたしておるので
ございす。今やその混迷した政局と
いふものは新たな展開を迫られてお
る最後のぎり／＼のところに来てお
るのじやないか、かような事態とわれ
れは了承するわけでございます。従つ
てこのような混迷した政界の腐敗とい
ふものを一新して、新しい出直しをし
なければならぬといふ政府におかれ
て、このような国民の権利義務あるい
は今後の施政といふものに重要な関係
の深い警察法といふものを、そのまま

の状態でこれを成立させようとするの
は間違つておるのじやないか、これは
やはりあらためて出直しして、そして最
初からやり直しをするといふ、さうす
べきじやないか、かように考へるわけ
であります。特にさういふことを考へ
ますのは、実はせんだつて当委員会
は秘密会をいたしまして、共産党ある
いは右翼団体等いわゆる暴力的な破壊
的な活動をするといふものを、公安調
査庁その他から事情を聴取したのであ
ります。その際にその調査庁の人が
言ふのは、暴力革命といふものを可
能にするといふ／＼な条件といひます
か、それにはやはり国民の感情といふ
ものがテロ行為に味方をする、あるい
は少くともこれを黙認するといふよう
な事態が非常に危険である、ちやうど
戦争前に政党政治が腐敗をして、さう
してテロをど／＼かといふは歓迎する
ようなフアツシヨ的なテロ行為とい
ふものを、国民がある程度これを黙認す
るような空気が動いて来て、さうして日
本の政治といふものがあの方に向つて
行つたのだ、従つてそのような事態に
なるといふことは、暴力革命を容易に
する非常に危険なことといふわけな
らぬ、さういふことを申されたので
あります。従つて、私どもは現在行
われております政界の汚職あるいは疑
獄の進展といふものが、国民心理に与
える影響といふものの大きさを考へ
る、さういたしますと、これはむしろ
逆に、さういふこと事態が暴力革命な
りさういふふうな騒動あるいは社会不
安といふものを起す大きな原因として
進行しているんじゃないか、さうして
さういふ事態にあらぬが、一方では

これを権力的な手段でもつて弾圧す
るといふような法案を審議するとい
ふようなことは、これはその両者の関連
において私どもは適當ではないと、か
ように考へるわけでありまして、ま
づもつて国民の政治に対する不信とい
ふものを払拭をする、さうして国民の政
治に対する信頼といふものを回復する
といふのが第一段階じやないか、しか
る後にこのような措置を考へるべきで
あつて、むしろこの際において、こ
ういふ事態において警察法案を強行審
議するといふことは、これは誤解を招く
のではないか、かように考へるのであ
ります。副総理はどういふふうにお
考へであるか、これをお答えを願ひ
たい。

○緒方副総理 警察法案を強行審議
しようといふような考へは政府におい
ては手頭持つておりません。今の政局
に對しては／＼な見方はあらうと考
へますけれども、いかなる政局であ
りましようとも、国会といふものが健全
で、その多数決といふものが冷静に行
われれば、今お話になつたような右翼
とか左翼とかいふもののテロといふも
のは私は起り得ない、この警察法案に
つきまして、政府としましては確信を
もつて推進いたしておりますけれども、
各党政派によつていろいろ／＼御意見も
あらうと考へます。それに従つて国会
が自主的に十分に御審議くだされば、
今の政局がどうあらうとも、それはま
た別個の問題であらうと考へます。の
で、どうぞ政局のことは御心配なく御
審議をお願いいたし政府としては考へま
す。

○西村(力)委員 総理大臣の本委員会
への出席は、警察法の審議にかかつた

当初から理事会の決定によつて要請があつたわけですが、今まで一度もおいで願えなかつたという事は非常に私たちが遺憾に思つておる。これはそもそも警察法を提案した根本の内閣の考え方を聞き、それから担当大臣の見解を聞き、また逐条審議に入つて行くという段階を踏んで行こう、こういう審議を明確化するための考え方であつた。ところが本日までおいで願えず、やつと本日お見えになつたということは遺憾に思いますが、たま／＼担当の大義法務大臣がおやめになつて、小坂さんが担当せられることになりましたので、きようお尋ねする点はその点に集中されるようになる。これは本質からいふとあまり好ましくないと思つておる。しかしその点についてお聞きしなければならぬ。それでお尋ねしたいと思ふ。

先ほど法務大臣が忙しくて委員会に出席がでないうちに審議が滞つておる、それを促進するために、私、その考え方は、内閣の責任をとる立場からいふとあまりに軽率ではないかと思ふ。しかも私は審議滞りということだれから聞かれたかということに反問したい。なぜかならば、われ／＼としてほとんど休みなく今までやつて来た。ところがい／＼身覚あるいは政府の都合によつて途中で税法の審議に入り、そのほかまた三派折衝とか云々の問題で無為に一週間も過す、こういうようなことになつて来て結局遅れておる。このことは審議滞りということをお聞きするものではないと思ふ。そして私はやはり担当大臣の出席を求めておられますけれども、それはわれ／＼の審議権を放棄することはできないので、そういう主張はしても、最後は妥協して逐条の説明も聞きましよう、そういうぐあいにそのとき／＼にに応じてこの質疑を再開しよう。だからいまさう審議滞りということの理由にして大臣をかえられたということ、実はわれわれとしては納得行かない。この理由とはとつてつけた表面的な理由にすぎないと私は思ふわけなんです。審議滞りというぐあいに判断された根拠についてお尋ねしたい。

○諸方国務大臣 国会の方が審議を滞りましておられるとは少しも申しておられませんし、考えてもありません。ただ先ほど申し上げましたように、法務大臣が手がふさがつて地方行政委員会の警察法の審議に出席できない場合があつて、そのために審議が遅れておるようになり、承知いたしておりますので、政府が最も重要な法案の一つと考えておりますこの警察法の審議を少しでも促進させたい、そういうふうな意味から担当をかえたのであります。法務大臣は、汚職の見通しも私にも十分わかつておりませんが、逮捕請求ということがあるにしても、疑獄その他にいろいろ手をとられておる。それで今国会始まつて以後も、そのために出席できなかつたこともあつたように考えております。とつてくつつけた理由と申わられますけれども、私が先ほど来申したこと以外に何ら裏の理由というものはないのでございます。

○西村(力)委員 参考のためにお聞きしたいと思うのですが、国務担当大臣がこの警察法ができてから何人かおかわりになつていらつしやると思ふのですが、どういふ方がなつていらつしやするのか、私はその点はわからない。しかしおそろしく法務大臣が担当するといふのは、一つの慣例となつて今まで来ているんじゃないか、担当の大臣はどういうぐあいに変わつておるのか、これについてお尋ねしたい。

○諸方国務大臣 従来自由党内閣の場合には、森幸太郎君、樋口三三君が専任でやつておつたことがあるのでありますけれども、その他の場合には、すべて兼任と申しますか、ほかの所管を持つておる大臣が担当しておつたのでございます。

○西村(力)委員 それは法務大臣の兼任であつたかどうか。

○諸方国務大臣 兼任の場合は、法務大臣の兼任であります。

○西村(力)委員 このたび突如として大義法務大臣にやめてもらつて、かえたことに対しては、われ／＼の驚きもさることながら、国民一般は非常にその点に對して疑念を持つておる。大義法務大臣の苦しい立場は、新聞に再三再四報ぜられておる。汚職進展の処理にあつた法務大臣が検察当局から浮き上つた、こういうことのために与党との間にはさまつて非常に苦しい立場に置かれておる、こういう記事がたくさん出ております。法務大臣は検察権の独立性を侵すだけの力がないはずなのに、一休どうして苦しい立場にあるであらうかという疑念を率直に持つわけでありませう。そういう疑念を一段と深めるがごときこの更迭をやつたことは、そういうことは全然世論としては考えられないと思ふのかどうか。それも考へてはおるが、やむを得ない、こういうぐあいに考へるのか。私はこの素朴な輿論の動向は実に重大な問題であると思ふ。そういう国民全体の疑念に對しての、副総理としての見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○諸方国務大臣 国民の疑念云々というお話であります。大義法務大臣の立場が苦しい、それで警察の担当を離したということは、どうも私の考えでは国民の疑念にならないのではなからうか。大義法務大臣が非常に苦しい立場であつて、その法務大臣の位置を追われ、かわつた人が出て来たということになると、国民の疑念を招くおそれがあるかもしれないが、この場合はそうでなくて、大義法務大臣が苦しい立場であるというその法務大臣の位置はそのまま保たれて、そうして警察の担当をかえたことは、別に国民の疑念を招く理由にはならないと思ひます。

○西村(力)委員 それは法務大臣の地位を追われなからうか、そういうぐあいはなるのか。世間伝えられるところによると、大義法務大臣は自分の窮境に耐えかねて辞表を提出したが、しかしそれは撤回せられて、とにかく法務大臣としてこの疑獄の事態収拾に専心當りたい、こういうふうなぐあいに、言葉はちよつと悪いが、その点だけは罪一等を減せられた、死一等を減せられたと言つておる。だからこそ私は警察の方をやめてもらつてこちらに専心させるということは、内閣の圧力がそれだけ大義さんの背中に背負わされて来ておるのだという疑念を持つ。だからこそ世論がそういうぐあひになつておるのではないかと申すわけなんです。法務大臣をやめさせられないからこそ考へて疑念を深くしているというぐあひに考へているわけです。その点について、辞表云々の問題は單なるデマであるか。またそういうふうな私が考へておること、あるいは世間の人が考へておることもまた誤解である、そういうことは全然われ／＼として考えられぬというぐあひに御答弁なさるか。その点についてお答えを願ひたい。

○加藤(精)委員 関連して、法務大臣の責任問題、その他の問題は、地方行政委員会の議事に関係ないのであります、そういうことについて論議をして、その時間がございますれば、政策の審議にわれ／＼国会議員としての職責を果せていただきたいのであります。議事を正當の軌道にもどしていただくように、議題を中心としての審議を始めるように……。

○委員長、あれは議事と違ふじやないか。と呼び離席する者あり。

○中井委員長 委員はその席に着かれんことを願ひます。

○諸方国務大臣 今お述べになりました新聞記事については私は全然承知いたしております。辞表を出したとか撤回させたといふことはございませう。そういう新聞記事によりまして大義法務大臣の立場が苦しいようにお述べになりましたが、そういう事情がないのか、それから今繰返してお述べになりましたけれども、やはりそれと関連して警察法の担当を離したといふことが何か圧迫の結果である、あるいは国民の疑念を招くという意味が私には出て参らないのであります。もう一度御質問願ひます。

○西村(力)委員 おわかり願へないで、非常に残念で表現の下手をみすかははじめるわけですが、私が申すのは、世論が非常に疑念を持つてお

○北山委員 これはわれ／＼この法案を審議する際に必要でございまして、その中で、もう一点ちよつと聞いておきたいのですが、それはこの警察法案というものは、今の吉田内閣の重要な施政の一部として提案になり、それで今われ

きりとひら御見解を承つておきたい
○緒方国務大臣　その点につきましては先ほどお答えしたことを繰返すようなものでありますが、政府としては今お話のどん／＼やつて行くつもりで、別にやめるつもりはございません。そ

主観的な意図はともかくとしても、客観的にはもうぐらついておるのだということを頭の中に入れて審議するもやむを得ないということは御了承になつておるかどうか。

と思いますが、最初に北山君、それから西村君からお聞きになつております大臣の更送の問題であります。今までの緒方さんの御答弁を聞いておりますと常識的の答弁であります、しかし内蔵しておるものは必ずしもそうでは

きたいと思ひますことば、覆察大臣と
してのものの考え方であります。今申
し上げられましたように、森さんから
樋貝大臣になり、さらにその次にたし
か大橋さんだと思ひますが、それから
木村さんになつて今の犬養毅さんになつ

の手で検察庁に対して、いわゆる検査
総長に対して指揮命令をすることので
きる法務大臣が——その検察庁の権限
の中には司法警察官を指揮、命令し、
さらにこれに服従しなかつた場合は、

とで、これまで歴代約三代にわたつてずつと通して——これは自由党の内閣が大部分であります、法務大臣が警察の所管をされておつた。ところが幸

はい、ろくな問題がございまして、財務大臣も非常に忙しいことは、われわれも了解しないわけではないのであります。しかしそうなつて参りますと、新しく担当大臣となられました小坂参事大臣であります。小坂さんも一先

において労働行政をやり、さらに調達庁の長官をしておいでになる。今度この警察を担当されれば、三つの大臣としての職責が与えられることになるのであります。従つて今の緒方さんの御答弁がそのまま受取れるとするならば、この場合はやはりこういう三つの大臣の職責を兼ねておられるという人よりも、むしろ國務大臣の中でしたら、あるべき人を御推薦になる、あるいは新しい警察だけを受持つ大臣をおきめになつた方が私は筋が通ると思う。どうも今の緒方さんの答弁は大義さんが忙しいからと言うが、そういうことが、そういうことになれば小坂さんも同じです。調達庁の問題もあります。それから労働省の關係もお持ちになつておる。ことに労働行政は先ほどからいろいろのお話もありましたが、五月、六月ごろは労働政務として相当強く出て来はしないかということが考えられる。單に法案審議のために便宜的に大臣をかえるというようなことは、内閣として、あまりに見識じやないか。と同時に繰返して申し上げますが、三つの大臣を兼ねられるということになれば、これまたどうも今の緒方さんの大義さんが忙しいからかえたという理由にも、私はいささかはずれやしないかというように考えられるのであります。この点は一体どうなんでしょうか。小坂さんはほかの二つの仕事があつておるから、大抵片手間にやつてもさつつかえないというやうな軽いお気持ちでこれをおかえになつたのか、その点をもう一応伺つておきたいと思ひます。

○緒方國務大臣 なるほど無任所の國務大臣が三人ありますが、やはり警察法案について適、不適があるというの

で、小坂労働大臣が調達庁の担当をしておることも御指摘の通りでありますけれども、政府では小坂労働大臣が今お述べになりました中で適任と考えまして、小坂労働大臣の担当といたした次第であります。私が先ほど来申し述べた以外に別に何らの意味は持つておりません。

○門司委員 これは政府の見解と見解を異にするかも知れませんが、今適任だと言ふ言葉がございましたし、また適任であるからおかえになつたといふことは当初からわかつておりました。しかし適任といふ言葉の中には非常に問題が残されておると思う。私は何もここで小坂大臣を否認するわけでもなければ、拒否するわけでもございませぬが、御承知のように警察法の改正に對して世間の持つております眼、わけでも労働階級が持つております考え方というものは、さきに破壊活動防止法をこしらへ、さらに炭労、電産の争議規制法をこしらへ、さらにいま国会にかかつております教育二法案によつて教員の政治活動を抑えようとしておる。働く者の基本的な人権と自由を大幅に自由党内閣によつて抑圧をして來ておる。しかもその抑圧をしたあと、法律をこしらへたあとの行政上の監督といひまするか行政上の取締りと

いふものは、あげて警察が大体その任に當ると私は考える。従つてその労働省を受持つておる労働大臣でありまする者が、警察法の所管大臣となつて、そうしてこの警察法を無理に通そうといふことになると、これは内閣が無理にこの警察法を通して、そうしてさつき申し上げましたやうな働く者の自由を圧迫するのじやないかという疑惑を受けることが非常に大きいと思う。これはよけいなことでありますが、この問題に對するもの考え方でありまして、従つてこの大臣に人もあらうに労働大臣を持つて來たことに對する非難が世間にはたくさんあるものであつて、そうしてこの警察法が通れば、それは必要以上に取締るのではないか、必要以上これを圧迫するのじやないかといふことが往々考えられておる。そういううわさがされ、そういうことが考へられて、またそういうことは街頭においてになつてもおわりの通りであつて、總評その他においても、警察法をどうしてもつぶさなければ、これによつて弾圧されるであらうといふことが考へられておる。その労働大臣が一方において警察法を促進して行こうといふことになると、これは内閣として適任かも知れないが、われ／＼から考へれば、必ずしも適任者ではないといふように考えるのであります。その辺の思惑はどうなんでしょうか。

○緒方國務大臣 政府が小坂労働大臣の担当としたことについて、それが賢明であるかどうかといふことは、別に批判があるかと思ひますけれども、それにかかわらず、それは法案の審議とは全然別もので、政府がもつとほかの人にしたらどうかといふお考えは、これは政府として責任を持つてことでありまして、国会としては自主的にこの法案の御審議をされればいいのじやないかと思ひますが、どうですか。

○門司委員 それは政府としての見解でありますから、私どもの見解が違つておるといへば、それまでの話でありますけれども、私どもの見解としてはやはりそういう形が出て来る。

最後にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、警察法が改正されますについて、昨年出されて参りました警察法の改正では明らかに五大都市を残すという形になつております。そうして大体自治警察というものが一応認められた。ところが今回の警察につきましては、自治警察であるのか国家警察であるのか、一向判断が付きません。きのうまで長い間この問題を中心にして議論しておりますが、きのうの委員会での当局からの御答弁でも、大体これはまあ七分三分くらいのものであつて、七分くらいが自治警察であつて、三分くらいが国警であるかもしれない、あるいはこれは男であるのか女であるのかわからないが、まあ女の人だといへばあるいは女であらう、女であるに間違いないから、行動その他は男であつても、女であらうといふやうな妙な答弁をされておる。従つて私も、政府がこの一年の間に非常に大きな性格の相違を持つ警察法を提案されましたその理由というものが、はつきりつかめないものであります。従つて当委員会といたしましては、総理大臣に出ていただいて、この警察を直接所轄されておられます総理大臣から、その大きくかわつて参りました変化の實態についてお聞きしたいといふことを、かねて申し上げておつたのであります。幸いきようは副総理がおいでになつておりますので、去年出されたときの警察法の性格と、今日出されております警察法の性格とが、副総理も御存じのやうに非常に大きくかわつて來ております。どうしてこういうふうに大きく性格をかえなければならなかつたかということについての、政府としてのお考えを

この機会に承つておきたいと思ひます。

○緒方國務大臣 この前の警察法改正法案が、衆議院の解散のために不成立に終りました以後、いろ／＼政府としても再検討いたしまして、その際の国会における審議の状況、または世間の批判というやうなものも慎重に研究をいたしまして、大体の骨子はかわりはないつもりであります。今お話のやうにかわつた点もありません。これは国会の審議の模様あるいは世論、それを十分に取入れまして、自治警察の長所また国家地方警察の長所、そういうものも占領下の経験からいたしまして、そのいいところをとつて、これならば將來長きにわたる日本の警察としていいであらうという、政府の確信のもとにつくつたのがこの法案でございます。

○中井委員長 ちよつと申し上げますが、今副総理に急用がござまして、退席を要求されておりますので……

○門司委員 これ一つだけお聞きしておきます。今の副総理の御答弁でございまして、しかし世間の事情というものは、私は必ずしも今の副総理のお話のやうではないと思ふ。その現われは、現在全国各地で自治警察を持つております都市は、こぞつてこれに反對をいたしております。現行警察制度を残してもらいたい、いわゆる自治の本旨に沿つた警察行政を行うことがいいのであるといふことで、反対運動をして

いることは政府も御存じであらうと思ふ。同時に地方制度調査会におきましても、いろ／＼異論はございまして、とにかく自治警察の本体は残すべきであるといふことで、去年の警察法

の改正と同じような、やはり一部分の自治警察を残すのいいということである。従つて今の緒方さんの言葉はまづ参考資料にされるのは、おそらくこれくらいのもので参考資料になつておると思う。今緒方さんの、世間のいろいろな考え、あるいは世間の輿論というものを政府が取上げようとするならば、やはり政府の機関としてできておる地方制度調査会の意見等は、当然政府は尊重すべきだと思う。しかるに今緒方さんは、そういうものがあるからかえたのだというふうに言つておるが、輿論というものは、まづ今緒方さんの言葉と反対に、自治警察は残すべきであるということである。地方制度調査会もこれを認めておる。政府は輿論がそうだとかあるいは世間がそうだとかいうことをおつしやつておるが、明らかに政府に答申したものはさつきから申し上げておりますやうな状態であり、同時に政府がもし輿論あるいはみずから持つております調査機関等の答申を重視するといふなら、私はこういう警察の改正法案といふものは出て来ないはずだと思う。今の答弁ははなはだ私は奇怪に感ずるのであり、政府はこの自治警察を残してやりたいといふ、全国の自治警察を持つてゐる自治体の運動——これは全国的に見て参りまして、私は日本の大部分と思う。今日の日本の人口の大部分というものは、これらの都市に集約されてゐると思う。そういう市ならば、日本国民の大部分の輿論というものは、やはり私は現行警察法を残してやりたいといふ輿論が正しいと思う。かたゞ政府の機関としてできてゐる地方制度調査会も、さつ

き申し上げましたやうな答申をしてゐる。従つて今の緒方さんの言葉はまづ参考資料にされるのは、おそらくこれくらいのもので参考資料になつておると思う。今緒方さんの、世間のいろいろな考え、あるいは世間の輿論というものを政府が取上げようとするならば、やはり政府の機関としてできておる地方制度調査会の意見等は、当然政府は尊重すべきだと思う。しかるに今緒方さんは、そういうものがあるからかえたのだというふうに言つておるが、輿論というものは、まづ今緒方さんの言葉と反対に、自治警察は残すべきであるということである。地方制度調査会もこれを認めておる。政府は輿論がそうだとかあるいは世間がそうだとかいうことをおつしやつておるが、明らかに政府に答申したものはさつきから申し上げておりますやうな状態であり、同時に政府がもし輿論あるいはみずから持つてゐる調査機関等の答申を重視するといふなら、私はこういう警察の改正法案といふものは出て来ないはずだと思う。今の答弁ははなはだ私は奇怪に感ずるのであり、政府はこの自治警察を残してやりたいといふ、全国の自治警察を持つてゐる自治体の運動——これは全国的に見て参りまして、私は日本の大部分と思う。今日の日本の人口の大部分というものは、これらの都市に集約されてゐると思う。そういう市ならば、日本国民の大部分の輿論というものは、やはり私は現行警察法を残してやりたいといふ輿論が正しいと思う。かたゞ政府の機関としてできてゐる地方制度調査会も、さつ

ます以上は、たとえば国会でも、一票の差でも、結局多数で決することが法律になつて現われて参ります。この原則を緒方さんは考えないで、あの採決は一票ぐらゐの違ひだつたから、世論はこうだといふやうなことを論議するがなさるというところは、今議院政治をやつてゐるときにいかにかと思ひます。これは私は考え直してもらひたいと思ひますが、どうですか。

○緒方国務大臣 それは仰せまでもないので。ただ地方制度調査会の答申というものは、あれは政府が諮問したのでありまして、あの答申そのまゝを使うというわけではない。ただあの答申が実質的にどういふものであつたかという説明をしてゐるのであつて、それは先ほど私どなたかの御質疑にお答えしましたように、多数決といふものは民主政治、議院制の根本をなしてゐるので、たとい一票といふものもそれに従ふといふことは当然であります。しかし地方制度調査会の答申はそれに當してはならないので、その結果に對して私は一つの批判をしてゐるだけであります。

○中井委員長 では緒方副総理には、またあらためて出席を求めます。引續き御質疑の御進行を願ひます。御参考までに申し上げますが、ただいま出席の政府委員、説明員は、小坂国務大臣、斎藤國警長、外務省、國警次長、柴田總務部長、高橋企画課長の諸君が出席しておられます。北山君。

○北山委員 引續いて二、三の点を伺ひますが、先ほどもこの秘密会でもつて、国内におけるいわゆる暴力的な破壊活動をやする団体と称せられるもの、実態についていろいろ説明を受けたわ

けであります。その中で、公安調査庁の總務部長でありましたか、こういうことを言つておるのです。要するに暴力革命の危険といふものをその際いろいろ説明されたのであります。イギリスとかあるいはフランス、イタリア等との比較において、日本の今のその方面における事態の危険といふものが、どの程度であるかといふことの説明でありました。その際に、イギリスは暴力革命に對しては絶対に大丈夫である、イギリスでは暴力革命は起らない状態にあるのだといふような説明であつたやうであります。日本は相當に危険である。申し上げるまでもなくイギリスにおいては、社会保障あるいはその他民衆の生活の安定を守るいろいろな政策といふものが、相當に進んでおる、そういうことから、暴力革命の危険がないといふことを言われたのだらうと思ふのであります。

〔委員長退席、加藤（精）委員長代行〕

従ひましてお伺ひしたいと思ひますことは、日本においても今回警察法の改正、いわゆる中央に権力を集中するやうな、緒方副総理が言う警察の一本化といふやうな警察法の改正でもつて、国内における暴力革命の危険を防ぐ方がいかに、あるいはイギリスのように社会保障とかさういふいろいろな国民の生活の安定をはかるやうな政策を行うことによつて、暴力革命を防ぐ方がいかに、これは非常に大きな問題であり、それが、それらの御見解を小坂大臣から承りたい。

○小坂国務大臣 イギリスと比較してのお話でございますが、イギリスの実態について私すみ／＼までよく研究し

ておるわけではございません。概括的に申しまして、イギリスは歴史的に非常に長く同一の制度のもとに訓練されて國民であり、また地理的に申しまして、幾多外界からの刺激を非常に受ける立場にあるといふことで、そういう國民が長い間にわたつての國際的な視野が訓練されておるといふことは言えるのではないかと思ひます。社会保障は、なるほどイギリスは非常に発達してあります。私もその点についていろいろ研究してみたいところによりまして、イギリスはなるほど社会保障が非常に発達しておりますけれども、國民の租税負担もまた多いのであります。非常に多くつて多くわかつてゐるといふ考え方であります。日本の場合どうかといへば、終戦といふ日本の歴史が始まつて以來の大混亂を終まつて、いわばストーム・ウインド・ドラッグ時代といふものをやつと過ぎて来たといふやうなところで、混亂期に對処するところの國民の心構えが処女地的なものであると思ひます。そこに持つて来て大きな混亂をしたといふことであります。また地理的に見ても、今までは交通機關等の關係もあつて、外界の変化を受けることは非常に少かつたのですが、最近はその点が非常に身近に感じられたといふ点もございまして、歴史的な変化あるいは地理的な条件からいまして、どうも終戦後の立直りがまだほんとうに完結でないという状態から、ただいま御紹介のありましたやうな議論あるいは研究を要当とせられる余地が多分にあるのではないかと、こゝろから私にも考へておる次第であります。

○北山委員 大臣はイギリスの事象に

比較する際に、自然的な条件であるとかあるいはその他の、どちらかといえは社会経済的な条件は過小評価するといふふうな御説明になつたわけでありまう。しかしイギリスが同じ税金が高いつても、それは日本の場合と違つて、日本の税金の高いのは、力のない貧乏な者の方が高い。向うの方は金持ちが税金が高いというような制度上の違いが、国民生活の安定の上に現われているのじやないか。かように考へるのでありますが、問題とするところは、結局日本においては今の社会制度あるいは政治経済の政府の政策によつて、どちらかといへば大きな資本家あるいは金持ちが恵まれておる社会制度である。そして労働者やその他の勤労大衆は非常に圧迫されておるような制度である。そういうような事柄においては、権力手段によつてテロなりあるいは暴力的な革命を防ぐということが適當であるかどうか。これは私は非常に疑問に思ふのでありますが、この点をお伺いしたい。ことに大臣も御承知のように、戦争前、昭和の初めごろの田中内閣がやつたような、ああいうような事柄と今とは非常に似ているのじやないかと思ふのであります。あの當時もやはり今のように資本家擁護の、一部の特権階級には非常に都合のよいような社会制度であり、政府の政策であつた。そして政府はあらゆる法律なりあるいは権力手段によつて、民衆の政治的なあるいは思想的な活動を弾圧したことは大臣御承知の通り、その結果が結局まわりまわつてフアッシュン政治の温床をつくつて行つたのじやないか。あわせて汚職、疑獄等において、田中内閣當時における状態と今と

はちやうど似ている。そういうことをまず考えた上で、暴力革命あるいはテロ、クーデター等の機運を抑える手段として警察の一本化をやり、中央に警察権力を集中するような改正が、はたして妥當なりやいなや、これらを戦前の大臣の記憶等呼び起して御説明願いたい。

○小坂國務大臣 経済的な基礎と、国民の現状ということについての御質問でございましたが、なるほど私も労働者を担当しております。現在労働者諸君の生活が十全であるとは考へていない。できるだけこれをよくしたい、こういう立場で考へております。しかし実態的には一体どうなつておるかというのを少し調べてみたのでありますが、日本の勤労所得者の給与は、今申し上げたように十全ではないのであります。国民所得もまた十全でない。問題は諸外国との比例を見なければならぬと思ひますが、日本で勤労所得にやわゆる雇用関係にある、賃金俸給によつて所得している者は約三八%、この国民所得の中において占める割合は、昨年の暮れには全体の四八・二%になつておる。これは戦前は三八%であつたもので、これをイギリスあるいはアメリカと比較してみますと、イギリスの場合は全体の九二%が勤労所得によつて生活をしておる。これが全体の四七%を占めております。アメリカでは八一%でござりますが、これが全体の四六%を占めております。ですから国民所得の面において労働者の占める所得の割合というものはイギリスでは四七%であり、アメリカでは四六%であるといつても、勤労者の数がまた違ふのでありまして、イギリスは九二%であり、

アメリカは八一%であり、日本は三八%です。ですから国民所得の中において占める割合というものを比較してみますと、日本の勤労者の所得というものはその比較限度においては非常に大きい、そういうことが言えるのであります。これは組合の諸君にも話をし、そういうことだからやはりほんとうに生活を豊かに享受しようと思ふなら生産を拡大して行かなければいかぬのじやないか、生産的な基礎がないと分配の問題だけで争つてもだめじやないかというのを言つておるのであります。このことに対して反論があるのではありません。それは今お話のやうに社会保障あるいは税金、そうしたものの割合も少しも考へてみなければ比較にならないではないかというので、それはごもつとも御意見でありますから、それらを比較勘案いたしまして、勤労所得とそれから社会労働保険、勤労所得税、地方税の住民税、これを比較してみたのであります。これで税金だけをまづ申し上げますと、イギリスの場合は税金が中央地方の今の税種のもので見ますと三九%になつております。日本が二一%、ドイツ、フランスなどでは地方税を抜いて見まして、二二%とか二三%とかいふことで、フランスやドイツよりも日本の勤労者関係の税は、国税地方税を寄せたものよりも少いのであります。ですから、その割りも少しを考へてみますと、やはりさきに御紹介をしたと同じような結論が出るのであります。やはりどうもこの際日本全体の経済基盤というものをもう少し拡大しなければならぬ、それには貿易を振興したり、産業の振興をす

運動というものは向うべきである、ぜひそういうように協力してもらいたい、まあそういうことを言うたわけであるが、そのような考え方で私どもは考へておるのでございます。労働運動の面におきまして、今お話のございましたイギリスなどでは御承知のTUCがあります。これは労働組合運動というものは政党的な支配を受けない、またたく別のものでなければいかぬといふ考へで、ほんとうに経済問題に専念しておるというのであります。西ドイツ等においても協同経営組織法というものがあつたけれども、いづれにしても労働組合というものは政党的なものであつてはならぬ、労働組合運動というものは革命というやうなそういう方向をとるべきではないかといふことを言つておるのであります。日本の場合そういう懸念が非常にあります。日本の場合そういうものが常にあるといふことが言われるけれども、私はもう労働組合というものと政党的なものとはまったく別なもので、労働組合というのは労働者の経済的な地位の向上ということに専念すべきなのだ、こういうことを申し上げております。でございますから、今お話のやうな何か非常に経済的な労働組合運動というものが一つの社会的なものに行くとすることは、本来とるべきことではないのであります。またそれが根本となつて政治がどうなるというやうな考へ方も私はとり得ないといふやうに思ふのでございます。ただいま田中内閣當時どうしたといふやうなお話もございましたが、私も決してそういう弾圧一本で行くといふことも考へておりませんし、大體憲法からして違つておるのです。民主的憲法のもとにお

いて、国民の民主的な基本的な権利の暢達をはかるということとは、私どもの施設の根本に置いておるつもりでございます。御審議をいただいております警察法につきましても同様でございます。従来種々しほ／＼の機会において申し上げておると存じますが、警察を民主的に運営する、国民に親しまれるものにする、同時に非能率不経済な面というものはできるだけためて、この調和をはかつて行くすなわちこれは県単位の民主的な警察にする、こういう趣旨でございます。

○北山委員 数字的にイギリスのことやなんかをお話になつたのですが、どうもただ勤労所得といつても、それは階層別とかそういう点に触れておられない、社会機構なり、経済の基盤なりといふものの質的なものがわからぬ。ちやうど日本の経済白書が階層別のものを数値化しておるのと大臣の答弁は同じことなんです。しかしいふ／＼そういうふうな数字的なことを議論するのがこの委員会のあれじやありませんが、やはりいかに日本の大衆の生活不安が大きいかといふことは、私は一つの指標として親子心中があると思ふのです。日本では一年に数百件の親子心中がある。これは親が子供を殺すといふことであります。人間として、石川五右衛門であろうが何であろうが、とにかく子供がかわいくない者はないので、その親が子供を殺すといふことが、一年に何百件も日常茶飯事のように起るやうな日本の社会——イギリスにはそういうことがあるでしようか。そういうことをイギリスのことについ

て、国民の民主的な基本的な権利の暢達をはかるということとは、私どもの施設の根本に置いておるつもりでございます。御審議をいただいております警察法につきましても同様でございます。従来種々しほ／＼の機会において申し上げておると存じますが、警察を民主的に運営する、国民に親しまれるものにする、同時に非能率不経済な面というものはできるだけためて、この調和をはかつて行くすなわちこれは県単位の民主的な警察にする、こういう趣旨でございます。

て、国民の民主的な基本的な権利の暢達をはかるということとは、私どもの施設の根本に置いておるつもりでございます。御審議をいただいております警察法につきましても同様でございます。従来種々しほ／＼の機会において申し上げておると存じますが、警察を民主的に運営する、国民に親しまれるものにする、同時に非能率不経済な面というものはできるだけためて、この調和をはかつて行くすなわちこれは県単位の民主的な警察にする、こういう趣旨でございます。

て、国民の民主的な基本的な権利の暢達をはかるということとは、私どもの施設の根本に置いておるつもりでございます。御審議をいただいております警察法につきましても同様でございます。従来種々しほ／＼の機会において申し上げておると存じますが、警察を民主的に運営する、国民に親しまれるものにする、同時に非能率不経済な面というものはできるだけためて、この調和をはかつて行くすなわちこれは県単位の民主的な警察にする、こういう趣旨でございます。

て非常に事情が許しいようでございますから（笑声）聞いておきますが、私はこれはイギリスの社会と日本の社会で、どちらが生活の安定した社会であるかということの一つの大きな指標じゃないかと思うのです。その点は、これは一つの例でありますからお伺いしておきます。

その次に、この警察の政治的中立という問題なんです。これは改正法でも相当そういう点は守られるのだというふうな御答弁が今までにもあつたのです。ところが御承知のように前に内務省の警保局長をやられた次田大三郎さんが新警察法案に対する意見というものをごパンフレットで出しており、また新聞にも書かれてございますが、それを拝見しますと、まず第一に今度の警察法における警察厅长官というものの権限が非常に大きい、むしろ戦前の警保局長よりもずっと大きな権限を持つておる。元の警保局長というものは地方の警察官の任免権を持つてない。県の警察部長あるいは警視というふうなものゝの任免権を持つていたのは内務大臣です。それ以下のものは地方長官が任免する。地方長官の任免は閣議を経て内閣がやる。こういうように任免権がばらばらになつておりますから、そこで警保局長がボタンを一つ押せば全国の警察を動かせるといつても、やはりそこには制限があつたのです。ところが今度の警察厅长官というものには絶大な人事上の権限、それから警察運営における地方の警察というものを指揮監督し得る権限を持つておるので非常に危険なものである。戦前よりもつと中央に権力を集中した警察の形態であるということをおかれておるのです。

が、戦前の警察よりも中央集権的なものであるかどうか、前の警察と比べて、ひとつお考えをお聞きたいと思うのです。

○小坂國務大臣　最初の親子心中の話は、どうも私イギリスで何件あるかは存じませんが、いかにも痛ましいことでありまして、そうしたことができるだけないような社会をつくりたい、経済状況を生みたいと考えております。何にいたしましても非常に経済変動があるということが大きなことかと思うのでありまして、たとえば保全何とか会というものが一夜にして解散するか、そうしたような非常に妙な機関が出て来て、それに非常に大事な金を預ける。それに対する法律上の措置がなないということも一つの問題でございませう。これは経済、法律両方の面からそういうことをできるだけ避けるようにして行きたいと思ひます。

もう一つは、死というものに對して非常に簡単に考えるような一部の人がございまして、きょうも讀売新聞に出ておりましたが、七才の子供を殺す。こんなことは經濟問題と關係がなく、何かしら異常心理というものがあつたんじゃないか、そういうこともお互いの共通した問題でありますから、そういうものが少くなるような社会をつくるということとは同感であります。

さらに警察制度の中立ということに
関連して次田氏の意見を引かれました
が、これはもう私どもの見解をもつて
いたしますれば、現在の、終戦以来の
警察制度の民主的な運営ということに
ついて全然お考えない御議論ではない
か。御承知のように公安委員会とい
うものがございまして、中正な公安委員

会の意見を聞いて警察行政というものが行われておりまして、今國の法案においても第五条に示してございますように、公安委員会は警察庁を管理するのでありまして、長官はその指揮下にあるのでありまして、決して昔のような独断専行はできない、一般の良識ある人の意見を漏過して行われる警察行政でございまして、この点につきましては御懸念のようなことはない、かように考えております。

○北山委員 簡単に終りますが、今の点、公安委員会というものが民主警察の一つの保証として残されておるから大丈夫だというようなお話でございますが、これは今まででも必ずしも思うようには行っていないと思うのであります、今までならばまだしも、人事権を持ち、ある程度にはその機能が果されておつた非常にいい点だと思ふのです。それから大臣としてもその点はいいとして認めておられる。ところが今度この警察法において、公安委員会の権限というものを大幅に縮小し、人事権をまつたく奪つてしまつておる、管理権があるというけれども、警察庁というものは公安委員会の中の役所のようにしておりながら、別に独立をさして、地方の警察に対しては府県の公安委員会を含めて指揮監督をし得るような絶大な権限をこの警察庁長官に与えておる。このようなことはむしろ今まで長官が言われておるような民主警察のいいところをなくしてしまふのじやないか、さように考えられるのです、その点をね重てお伺いしたい。

もう一つは今までも今の国警本部から地方の府県の国家地方警察に対して選挙に関する取締りとか、そういう

ことについては指示をしておるのです。これは現在の制度では御承知の通り、国警本部というものは行政管理にいわゆる人事とか、組織とか、予算とか、そういうふうな行政管理しかできないのが今の制度なんです。ところが現行制度のもとでも国警本部というものは、地方の都道府県の警察の責任者を呼んで、具体的に衆議院なり参議院の選挙の取締り方針とか、そういうことについて指示をしておる、その他いろいろ指示がある、そういうふうにも今でも国警本部というものが選挙等の指示をやつておる、権限のないものがやつておる、そういったしますと、今度この改正法でもつて絶対な権限が警察庁長官に与えられまして、その上には国務大臣である国家公安委員長があり、その上には内閣総理大臣がおるといふやうなぐあいだ、時の政党の総裁である内閣総理大臣が一本で全国の警察というものを、あるいは選挙取締りというやうなものを動かせる、そういうふうな体系になつて来るのでありますが、その際において、いかにしてこの警察の政治的中立というものを守るか、この点についてひとつ大臣のお考えをお聞きしたい。

○小坂国務大臣　先ほども申し上げましたように、公安委員会というものは非常に中正なものであり、しかも良識ゆたかなものである。この意見を濫用して行われる警察行政であるということとを先ほど申し上げたのであります。が、公安委員会というものは有名無実ではないかという御質疑でございます。私どもはそういうふうには考えておりません。公安委員会は御承知のごとく懲戒罷免の勧告をする権限がある

のてございます。この公安委員会のそのうした勧告を受けてしかも何ら措置をしないというような事態は、実質的にはこれは行い得ないのでございます。實際は公安委員会というものの懲戒罷免の勧告でも出れば、完全に罷免されるということになるのが行政の実体であらうと私は考えております。また長が警察署長を任免いたします場合にも「公安委員会の意見を聞く」ということが書いてあるのでありますから、意見を聞きつづなしかという、意見を聞く以上はその納得を得た上でやらなければ、国の警察行政は行い得ないと思ひます。従ひまして、御意見のよいなことはないと考えております。さらに選挙取締り等について一本の警察行政が全国的に関与して行くというおそれはないかということとございます。この国家警察本部の行つておりますが、その訓令とか、指示とか、訓示とかいうものは、いずれも行政管理に属するものでございまして、第五条の運営管理の具体的事項に属するものではないのでございます。これらは行政管理事項としての警察職員に対する教養や職務を行うにあつての法令の解釈や基準並びに留意事項を示すにとどまつておるのであります。こういうふうな解釈で行われるのが妥当ではないか、こういう基準のつとつてやるべきであらう、こういうことでございます。従つて各府県の国警に対する連絡協調であつて、警察法以上に関与するものではないという次第でございます。

○加藤(精)委員長代理 中井徳次郎君。

○中井(徳)委員 先ほどから小坂さんのいろ／＼な話を伺つておるのでございませうが、私もこの二月ばかり犬養さんの警察行政に関する考え方に就いていろいろと御質問をいたしまして、実は結構質問については双方へとへとなるほどやりました。大体われわれの感じとしては、七合目まで行つたという気持でおるのでございませう。そこで突然あなたがいらつしやつて、非常に御研究なすつておるといふ先ほどの副総理のお話であります。敬意を表するのでありますが、しかしかわりますと、やはり七合目からひよつとしたら三合目、四合目へ下るのではないかとこの危惧の念を私は実は持つて伺つておつたのであります。今の北山さんの質問に対する御答弁の中に、私はやはりそういう心配が事実になつて来たというふうな感じを持つておりました。どうもたとえではありましたが、けれども、公安委員会というもので通過するからよいというふうなことがありました。公安委員会は斯くて通過機関ではありませう。これは警察の機関そのものなものであります。こういう公安委員会を通過するといふふうなこういう形容でお考えになつておると、この警察法案そのものが私は非常にあなたの解釈とこの法案とはまったく違ふと思つておられます。はしなくもあなたは言葉のうちに述べたのであります。それは今の内閣の率直な考え方ではなからうか。その通過をやられちや困るのが人事行政であるといふふうな考え方である。そこで人事だけは通過機関を通さずに行こうといふふうな考え方、しかし根本は近代国家における公安委員会というものは、これは

警察行政の最高のものなのであります。通過機関では斯くてありません。そういう点について小坂さんの率直な意見を聞きたいと思ひます。

○小坂國務大臣 この通過という言葉について非常に御不満の御意思の發表がございましたが、私の申し上げておりますのは、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は國務大臣をもつて充てておるのであります。治安の責任というものは内閣において最終的に持つておられますが、それなればこそ政治的な支配であるとか、あるいは中央の意見が地方まで一本に行かれて、そこに独断的な行政が行われるのじやないか、こういう御質問がございまして、たので、そうではございませう、この法案の考え方によりますれば、委員長は國務大臣をもつて當てることになつておりますけれども、その意味において國が直接の責任という考え方を提出しておるのでございませうが、委員長というものは御承知のように會議に際しては表決に加わりません。また国家公安委員会というものは、政治的中立を保つところの會議機関でございまして、これは十分に堅持されておる。従つて政府の治安に対する國家的な考え方もある一方においてあるけれども、その考え方の現われて来るのは中立的な意見をこして出て来るのであるから、御懸念のようないことはございませうといふことを申し上げておきます。

○中井(徳)委員 そういうふうなお氣持であるならば、どうして今北山委員から申されましたように、人事権的なものを通過されないのかということをお願いしたい。

○小坂國務大臣 この点については、

政府が一方的にしない、そして國家的な考え方を公安委員会の中立的判断によつて、警察行政運営の上に実現されるようにしたい、こういうことであります。

○中井(徳)委員 小坂さんはどうも過去二箇月の私どもの熱心な質疑応答についてもう一度よく御研究なさる必要があるのではないかと思います。この法案について一番問題になつておりますのは、はたして民主化の促進になつておるかどうか、また先ほどあなたもちよつとおつしやつたが、経済的ななつておるかどうか、あるいはまた能率との關係はどうか、能率と民主主義の關係はどうかといふふうな問題であります。実は一つとして満足な解決を得ておらぬ。しかし双方の応答の間で、先ほど言いましたように七割まで行つておるとわれ／＼感じております。通過といふことになりませうと、減過なんといふものは非能率にきまつておるのであります。民主主義の本質にはそういうものはあり得るものではない。この点は先般来われ／＼は公述人の意見も聞きまして、そのときに鶴岡東大教授からそういう関連についての説明もあつたわけでありませう。私どもは、今回のこの政府の案のうち一番不調なものは、きよう午前中に質問があつたようでありませうが、警察権運営の最も骨幹であります公安委員会、これは國家、地方両方とも実は素通りである。一応何か文句はつけるようにはなつておるが、その間の通過の度合いは非常に薄いものであつて、ほとんど通過なしに來ておるといふところに問題があるのであります。こういう点について、公安委員会の性格そのものを、もう少し私どもは研究をしていただきたいと思ひます。今もまた國警担当の大臣は、公安委員会の委員長を兼ねて表決には参加しないという御答弁がございましたけれども、それも昨日他の委員から言われましたように、大体委員会で委員長は表決には一応は参加しない、しかし同数の場合は可否を決定することになつておる。この國家公安委員会は大臣を除いて五名であります。その中で二名は一つの政党に属していいいといふことになりませう。従つて一名欠席いたしました二対二になるのであります。こういう委員会ですかから欠席者が出ることには非常に多いのであります。二対二になつて同数ということになると、すぐに大臣がこれを採決するといふふうな面におきまして、不偏不党であるとか、あるいは公正にやるといふやうな面において、ちやんと迷道がつくつてあるものであります。こういう点が私どもが大いに疑問とし不調をいたしておるところでございませう。大臣は、昨日の國警担当になりまして就任の言葉の中で、場合によつては委員会の修正に應じてもいいといふやうな意味の表現があつたように、私はけさの新聞で拝見いたしました。したが、こういう問題と関連をいたすのでありますけれども、そういう点についてどの程度に考えておられるか。この際率直にひとつ御答弁が願ひたいのであります。

○小坂國務大臣 公安委員会の行方任務につきましては、第五号に明記してありますから、これについて御説明は要しないと思ひますが、私どもは、それについて今お話のように非常に軽んじておるといふことは毛頭ないのであ

ります。次に委員長が採決に加わるという考え方でありませうが、これは五名、地方においては三名の奇数委員の構成になつておりますから、採決の場合に委員長がこれを決するといふやうなことがないのが當然であります。しかし欠席の場合にはどうかといふことであります。重要な問題については御出席を願ひるものであると考えております。

なお民主主義において通過といふこととあるかといふことであります。私は、民主主義は通過すべきものである、あらゆる意見がお互いにかみ合はされてそこに調和が生れて来る、その中に進歩が出て来る、これが民主主義の原則であるといふように考えております。

最後に委員会において修正があつた場合にどうするかといふことであります。これは同数の権能に属する問題でありまして、委員会において修正の御決議があれば、政府はこれに従うことは當然のことでありませう。

○加藤(精)委員長代理 大石ヨシエ君。

○大石委員 小坂さんにちよつとお尋ねいたします。今回のこの警察法案について最も重大な点は府縣單位でございませう。この府縣單位といふものは、國警であるか、それとも自治体警察であるのか。これは中間的な存在であるのか。男子であるか女子であるか、これはどういふ性質を持つておるものであるか。たとえて言つと、吉田さんは保安隊は軍隊でないとおつしやるが、われわれはこれを軍隊と稱する。それと同じやうなものであつて、これは中間的存在であるといつて益藤さんにお尋

ねいたしましたら、齋藤さんいわく、女子でもあるし、男でもある。しからば一休どちらであるかと言つたら、少男子であつてそうしてまあ女子の性格も持つてゐる、こういうふうな御答弁を得ました。これが国警であるか、自治体警察であるか、この根本の問題がわからないと、これを慎重審議することができないのであります。これははたして自治体警察であるか。それならそのようにわれ／＼は審議するし、これが国警であるならば、国警のうちに審議いたします。それでこのうにか、(笑)一休それはどういふふうな性格であるかというのを齋藤さんに再び質問したような次第でございますが、既明なる小坂さんに、これは国警であるか、自治体警察であるか、この点再度お聞きまして、われ／＼は慎重審議をしたいと思います。切に御答弁をお願いいたします。

○小坂国務大臣 お答えを申し上げます。府県警察が、地方公共団体たる府県の機関として置かれる警察であつて、府県自治体警察であるということにはかわりはないと考えております。現行のように、国警、市町村自警の二本建の警察ではないので、特に自治体の名を冠する必要を認めませんので、府県警察と申しております。先ほども質疑応答の中にございましたように、自治体警察であるが、国の団体委任事務を扱うものである、こういうことでございませう。ただいま女であるか男であるかがわからぬければ審議しにくいというお話でございましたが、これは違つた例でございまして、ただいま女であるか男であるかと思つて、たとえば鐘を

つくわけでございます。鐘が鳴るのか、撞木が鳴るのか、どつちが鳴るのかわからなければ審議できぬというのでありまして、要するによい音が出ればその目的は達するわけであります。この警察制度も鐘が撞木かとお考えにならないで、要するに民衆に愛されしかる能率のよい警察制度ができることを中心に御審議を煩わしたいと考えております。

○大石委員 法案を讀みますと、どうも私たちはこれは国警一本であると思つて、中央の警察庁長官及び都府視察委員の意見を聞いて任免できる、こういうことになつてゐる。それでこれは總理大臣がすべての権限を持つていらつしやいます。これではファッショになる。そうすると私たち社会党も右派も、この法案が通りません、齋藤さんのところへみなぐられて行く。こういうような法案が通りましては元の警察國家になる。これを私は非常に心配してゐる。この小坂さんは、まあ一夜づけの警察担当の方ですからあまり御存じないと思うのですが、これは一休どうなるか。

それからもう一つ。あなたは今回この警察担当の大臣におなりになりました。もしこの警察法案が審議終了に終つたとき、参議院で擱りつづされた、大幅に修正されたそのとき、あなたはどうか。おやめになりますか。さてどういふふうな態度をおとりになるか。それをお聞きしたい。

○小坂国務大臣 この新警察法によりまして、總理大臣がファッショナルな権力を振う余地が、かりにたとえて言いますと大石さん方がお困りになるということでございますが、私ももとすれば逆の場合もあるものであります。私も困ることもこれまた困るのです。そういうふうな独断的の運営をなされないためにはどうすればいいかということ、この警察制度は中立的な地位を保たなければならぬ。しかも良識ある運営がなされなければならぬ、こういうことで、公安委員会制度の活用とすることが表面に大きく出て来ているわけでありませう。

次に、握りつぶされたりあるいは大幅修正された場合にどうなるか、こういうことでございませうが、私ももとしては原案を十分御審議の上、一目も早く御可決をいただきたいとひたすらお願いが、またそのように私も職務の範囲内において努力をいたすわけでございませうが、どうぞそういうふうにお願ひしたいと思つております。できない場合はどうするということとは、これはそういう仮定の上で立つての御答弁は差支へさせていただきますと思ひます。

○加藤(精)委員長代理 大石委員に申し上げますが、海上保安庁より朝田總務部長、砂本警備救難部長が大石委員の要求に応じて出席いたしておりますのでお知らせ申し上げます。

○大石委員 そこで小坂さんにお聞きしたいのですが、水上警察と海上保安庁それから鉄道公安官、こういうものは同じような権限を持つていてダブるのです。水上警察は海上保安庁と同じような仕事をしてゐる。そして鉄道の

公安官というものも同じような仕事をしておる。片方の鉄道の公安官は運輸省である。これらをこのままにしてはおきなさいませうか。これは将来——將來でない、ただいまです。これがダブつていて非常に多数の者が困つておる。たとえて言つと、水上警察署へ連れて行かれる、また海上保安本部へ連れて行かれて調べられる。これは一休どういふふうにしたらよろしいのでしょうか。まず小坂さんの御説明を聞いて、海上保安庁の人の意見はあつて聞きます。

○小坂国務大臣 御指摘のような二重機構ということのために、お互いに一般國民が非常に不利不便を感じておるということであるといひます。ならば、これは重大な問題でございます。そういうことのないようにしたいと思ふ。第一に考えるのであります。さしたりましては両者の連絡を緊密にする、こういうことであるかと存じます。が、なおその他の点につきましては十分調査もいたしてみ、研究もしてみたいと思つております。

○大石委員 海上保安庁のお方にお聞きしたいのですが、海上保安庁といふものは海上における逮捕権をお持ちでございます。海上保安庁は海上警備に關し水上警察と重複する、この点に對してあなたはどういふふうにお考えになつておりますか、それをお聞かせ願ひたい。

○砂本説明員 海上保安庁は、御承知のように海上保安法によりまして、海上における犯罪の予防、鎮壓、犯人の捜査及び逮捕、こういうことができないことになつておりますので、先ほど御質問の逮捕はできるのでございませう。それに關連いたしまして、國家警察または自治体との關係でございませうが、これはやはり御質問のように非常に密接な關係がありまして、十分に両者の關係を密にいたしまして、無用の御迷惑をかけるまいよう、當時私も最善の努力をいたしてあります。海上保安庁があります限り、どこかで接觸面は生ずるのでございまして、現在の法規關係におきまして、私どもはその運用に最善を尽すならば、無用の御迷惑は十分避け得る、こういうふうな考へる次第でございませう。

○大石委員 私の知つてゐる範圍では、禁止区域に入る、そうするとあなたの方もその漁船を取調べる。またこつちの水上警察も取調べる。そうすると大衆は水上警察へも行つて調べられる。あなたの方へも行つて調べられる。これは非常に困つております。小坂さん、これは一休どういふふうにある。あなたは考へになりますか。これは時間的の点から、すべての点において重複いたしますので、非常に大衆が困つておる。この大衆の声を聞くこと、これすなわちわれ／＼の職務でございませう。これをどういふふうにしてくださいますか。漁師が困つております。これを國警なら國警、海上保安本部なら保安本部、どつちか一つにしませんと、大衆は困ります。これはあなたはどういふふうにお考へになつておりますか。

ここで私は、この警察法を改正する前に、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 政府というものは國民のためにあるものでありまして、國民に迷惑がかかるようなことがあるとすれば、それをできるだけ避けねばなら

ぬことは当然であります。同じ時刻に

二つの方面から出て、同一の取調べをやるということ、あつてはならぬことだと思ひますが、よく実情を調べてみ

まして、迷惑のからぬような適当な処置を研究したいと考えております。

○大石委員 実はこの砂本さんもよく御承知でしょうが、これはダブるのです。非常に大衆は困つております。

実情を調べるまでもないこととあります。これは保安庁にすると、国警にすると、どつちか一つにしませんと困ります。今回は慎重審議でなくして、さつそく調べて、この警察法の中へ入れてほしいと思ひます、どう

ですか、小坂さん。横見をせぬで聞い

て下さい。どつちか一つにしませんと、みなが困るのです。これは非常に困つておることをそのま

まにしておいてはいけません。これは一つにせぬといかぬ。水上警察でちよつと来いと言われる。海上保安本部でちよつと来いと言う。密輸入でも水上警察で調べるが、海上保安本部で

調べる。これは一体どうしたらよい

か、みな迷つております。これは一体どうしたらいいのですか、教えていた

下さい。

○加藤(精)委員長代理 大石委員に申し上げますが、非常に政府当局も大石委員のお説に賛同しているようでござ

いますし、警視を替つておりますし、

何とかこの辺で、非常に質問者が多いのでございまして、……。

○大石委員 簡単に、善処なんていうようなことを……。

○加藤(精)委員長代理 それは私が言

つたのであります。

○大石委員 これをどつちにするか。

はつきり言つて下さい。

○小坂國務大臣 水上警察と海上保安本部とはおのずから機能が異なるのであります。従つて対象というものの、またその場合々々というものも、異なる場合があるのじやないかと思ふのであ

りますが、要するに両者の間の連絡を密にいたしまして、そういうことが重複しないようにするということが必要であらうかと思ふのであります。具体

的な事例についてはまた伺ひまして、重複している事実があるとすれば、そういうことのないように考えたいと思ひ

ます。

○大石委員 鉄道公安官のことは、これはどうなるのですか。国警ですか、自警ですか。これはどうなるのですか。これははつきり言つて下さい。

○斎藤(昇)政府委員 鉄道公安官は国鉄関係の所管になつておるのでござい

まして、この公安官の制度は、まず鉄道の区域内における自衛、こういうこ

ういうことが主になつて設けられたのであります。これにつきまして大石委

員のように、そういう制度はかえつて

ぐあいが悪いじやないかという御意見

もございまして、今日の運用の状況に

おきましては、さして悪いような運用

状況は警察と公安官の間にはないと思

へておるのでございまして。しかし大石

委員のような御意見もございまして、

これは政府といたしましては、今後の

研究問題にいたしたい、かように考え

ておるのでございまして。

○加藤(精)委員長代理 横路節雄君。

○横路委員 小坂國務大臣にお尋ねい

たしますが、先ほど北山委員からも質

問がありました、いわゆる警察の政

治的中立に關してであります。この点

につきましては、前の警察法と今度の

警察法との違いは、今度の警察法案の

中には第三条に「不偏不党且つ公平中

正にその職務を遂行する旨の服務の宣

誓を行うものとする」とございまして、

前の警察法にはこれがないのでありま

す。なぜ前の警察法にないかといえ

ば、前の警察法は明らかにそのときの

政治権力から独立をしておるわけであ

ります。斎藤國警長官のように、国家

公安委員会が任命するわけでありま

す。それ、その自治体における公安委

員会がそれ、任命するわけでありま

すから、従つて前の警察は明らかに政

治的中立が確保されておる。ところが

今度は政治的中立が確保されること

がだん／＼稀薄になつて来たので、

そこで第三条にこういうことをうたつ

ておる。従つて政治的中立の確保とい

うことに關しては、現行警察法の方が

政治的中立が確保されておるのであつ

て、今度の改正の警察法案では現行の

警察法よりは、政治的中立確保に關し

ては私は非常に稀薄になつておると思

うのであります。組織運営その他から

考えまして、この点はどうでしょう

か。

○小坂國務大臣 御指摘のように、現

在の警察法はそういうものはありませ

ん。前国会が解散になりましたために

不成立に終りましたが、その際提案し

たものと今回のものとに入つており

ます。なぜ入れたか、これは特に警察

官の心構えをいいたしまして、警察の

中立性を保つていこう点にあつて、限

りの配慮をしたという心構えの問題でござ

います。他意はないのであります。

○横路委員 そういふ心構えで政治的

中立が確保されるものであるならば、

政府がみずからお出しになつた義務教

育諸学校における教育の政治的中立の

確保に關する法律案などというものは、

はお出しにならなくてもよいわけ

です。これはぜひ國務大臣に聞いてお

きたいのであります。この義務教育諸

学校における教育の政治的中立確保と

は、今までは非常に似ておつたわけ

です。なぜ似ておつたかといふと、教

育は時の政治権力の支配に屈してはな

らないといふので、都道府県教育委員

会、市町村教育委員会、こうなつて

おつた。それ、任命権者は都道府県

の教育委員会であり、市町村の教育委

員会であつて、そのときの政治権力か

ら離れておつた。それでもなお足らな

いといふので、今度はいよいよ義務教

育における政治教育に關して、政治的

中立が確保されない場合においては、

微役一年以下に処するとして、そこ

で警察に關しては、これは現行の警察

法においては、一応国家公安委員会

の任命によるいよいよ國家地方警察

の職員並びに地方自治体の公安委員

会によつて任命された地方自治体の警

察職員という点で、そのときの政治権

力と切り離されておればこそ、初めて

警察の政治的中立が確保される。これ

はまつたく適当でございませぬか。い

わゆる教育に關するところの中立確保

というものと、これとはまつたく逆

で、そういう意味では、私は警察職員

に關するところの政治的中立というの

は、現行法よりは退歩だと思ふので

す。心配でたまらないから、第三条に

わざ／＼これを規定しているのであつ

て、現行の警察法には、いわゆる任免

権者がそのときの政治権力とは關係な

いから、わざ／＼第三条のように規定

しなれてもいい。私はだから退歩だと思

ふ。退歩でなしに、政治的中立はも

ういうことで非常に国会で問題になりまして、懲罰委員会に付すべく出したところが、自由党の動議でこれを下げたわけです。この点に關して質問が行われまして、大野國務大臣と石井運輸大臣はこう言つておるのです。國務大臣、運輸大臣としては、これに對しては當然了承できない。それは私は當然だと思ふ。満座の中で、お前百万円の賄賂をもらつたじやないかと言われたのですから、絶對に承できないのだけれども、自由党が取下げときめたものですから、やむを得ずこれに同意せざるを得ません。党というものがまず第一義的なんです。なおこの点につきましては、二月の二十六日に、吉田總理大臣は同様に国会におきまして、党と政府とは一心同体だ、こう言つておる。そこでこの前の大憲法務大臣のこの警察法の改正法案の提案説明の中にも、何を一つ明確にうたつてゐるかという、政府の治安の責任をより明確にしたのであるということなんです。政府の治安の責任を明確にしたのであるということは、警察庁長官の首を政府が切ることであり、都道府県の警察本部長の首を政府が切ることであり、その警察庁長官の命を受けた都道府県の警察本部長が、それ／＼いゝゆる意に反して行つた行動に關して首を切ることができる。これはこの警察法の中で、政府が治安について責任をとれることになる。いゝゆる任免権を持つことができたから、初めて治安の責任をとれる。そうすると、そのときの政府の考え方がよつて、意に反したものは首を切ることができるのです。この点は、一番政治的な中立が確保できないところなんです。この点は警察廳警

長官の今の御答弁を聞いていても、それはてんでわからないですよ。現行法では明確に政治的な中立が確保されてゐるのであつて、今度の改正法案の中で、前よりもより以上政治的な中立が確保できるなどというところは、それは一條文のどこにもないではございせんか。

もう一つ、小坂さんは条文をこらんならなかつたのじやないかと思ふのですが、先ほどのお話で、大臣であるところの国家公安委員長は採決に加わらないから、政治的な中立あるいは政治的な調整をとることができると言いますが、それはまづたうそなんです。第十一条の第二項に「国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。」と改正法案に書いてある。私は小坂さんが見落されておると思う。従つて大憲法務大臣の提案説明の中にあるように、いゝゆる國務大臣たる国家公安委員長が採決に加わらないから、政治的な中立が確保できるなどというところは、これは一体どこを押せばこの改正法案の条文から照らして、そう言うことができるのか、この点は私はまづたうともふに落ちないのではありません。そういう意味では、政府の治安責任については、なるほど任免権を持つたのですから、前よりもとれるでしょう。しかしそのことは同時に、政治的中立確保は私はまづたうないと率直に言つた方がいい。かりにあらしても、非常に後退したものである。それなればこそ心配だから、第三條に宣誓させるなどということを載つた。現行警察法にはそういうものはない。ですからそういう意味では、

先ほどの中井さんの質問にしても、北山さんの質問にしても大臣にいたしましても、またおそばについておる齋藤さんも同様に、国家公安委員長が採決に加わらないことで、政治的中立が確保できるとおつしやつておるけれども、私ははなはだ遺憾にたえない。これは會議録を読んだ中にも、出された提案理由説明の中にも、法案の中にもずつとある。職務教育諸学校に關する政治的中立性については、都道府県の教育委員会が任免権者であり、市町村の教育委員会が任免権者であるが、それでもなお足りないで、政治的中立性を犯した者については懲役一年以下に処するところまでだ／＼こまかくきめておる。だから私は問題は、宣誓とかなんとかではなしに、組織であり、同時に任免権者が時の権力者から面然と獨立していなければ、政治的中立は確保できないと思ふ。この点その任免権者が政府であるにかかわらず、一体どこに政治的な中立が確保できるというのでしょうか。私は何としても納得できないので、ひとつわれ／＼の納得の行くような説明をしてもらいたい。

○小坂國務大臣 私には先ほど政治的中立に關連いたしまして、國務大臣が採決に加わらない云々と申しましたが、これは二月にこの法案が提案せられましたときに、提案理由の中で御説明申し上げておるのであります。その点については御了承を得ておつたことと考へておつたのであります。

要するにこれは先ほども申し上げたように、委員が奇数構成になつておりまして、こういう重大なる委員会に欠席をするということは、委員の職責上りであるというふうに考へております。

○奇数構成でありますから、委員長採決の場合は實際はあり得ないのだ、こういうふうに考へておるのであります。しかもお互い国会議員中にあるいは国会議員外から選ばれる場合もありますので、国会議員から選ばれておる方が多いと思ひますが、国会議員の良識をもつていたしまして、そういうしたへんばな扱いというものはなされたい、こういうふうな扱い上の問題として、良識に立脚いたしまして、私はさうなことはないと考へております。しかもなおそういう場合があるといけないというので特に第三條におきまして不偏不党かつ公平にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うということまで書いておるのでございまして、大憲法務の最終責任というものは政府が負うのでございまして、その明確化はどうしても必要であると同時に中立ということも必要である。こういう御了承を願ひたいと思ひます。

○横路委員 小坂さんは新たに警察担当大臣になられたのですから、第十一条の第一項と第二項は、それでは修正してお出しなつたらいいのじやないか。なぜならば第十一条の第一項には国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ會議を開いて議決することはできないのですから、四人出席すればできるのです。四人ということになれば二対二でしか大憲法務の説明を讀んでみると実にうまいことをいつてゐる。ほんとうはこれは完全に議決権を持たせなかつてもあつたが、可否同数になつたとき

に委員長が議決に加わらないとそれは流れてしまふので、流産してしまふといふこともうまくなないので、委員長に議決権を持たせた。これは當然なんです。だから今の小坂さんのお話であれば、第十一条の第一項と二項を訂正なすつて、国家公安委員長は一切の議決権を有しない。国家公安委員会の會議は全員出席をしなければ開けない、こういうふうにしておかなければ「可否同数のときは、委員長の決するところによる。」とまできめておいて、どうしてそういうふうな提案説明をなさるか。これはあまりにも牽強附會で私はこれ以上追究はしません、同じことを繰返されるのであればお直しになつておきたいです。まだ逐条審議に入つておりませんから。

それからもう一つは、小坂國務大臣に私は申し上げておきますが、一休教育に關してこれほど政治的な中立を確保するために都道府県の教育委員会なり、市町村の教育委員会に任免権を持たせて、それでもなお足りず懲役一年間に処するところまできめて、明らかに教育は不当な政治的な支配に屈服してはならないというので、教育委員会があると同じように、警察に關しても同じく公安委員会が存置してゐるのも、警察は時の不当な政治権力の支配に屈してはならないという、この点だけは何としても——政府と党だけはこれで政治的中立が確保できるとお思ひになつておるか知りませんが、改進黨をひつくるめまして野黨は全部、これでは警察の政治的な中立は確保できないと思ふ。小坂さんは訂正なさいますか。第十一条の第一項と第二項は、機會がございいますから、何でしたら訂正なさる

のであれば訂正なされた方が私はいい
と思います。

○小坂国務大臣 法案といたしまして
書きますのは、なるほどこの通りな
んであります。しかし平常の場合これ
で議事も円滑に進行いたしますが、一
朝今御心配のような非常に重大な事案
になりました場合には、委員長が採決
する場合も法文の体裁からすれば、そ
う出て来るのじやないかという御疑念
でございますが、そういう場合は国家
公安委員の重大な職責上当然に出席す
るものである。これは当然であると思
うのであります。従いましてこの書き
方で私どもの御説明の意は十分お汲み
とり願えると思うのであります。こと
に国会の審議の議事録、これは重大な
るものでございますから、私どもはつ
きりそう言明いたしておりますので御
了承いただきたいと思っております。御
す。教育委員会の中立の問題にお触れ
になりましたが、ただいま御審議をい
ただいておりますのは、義務教育でこ
さいます。義務教育の政治的中立性の
必要は、もう私から申し上げるまでも
なく御理解をいただいております。こ
ろうと思っております。

○横路委員 これは答弁はいりません
が、小坂さんがそういうように言われ
るのなら私も言いたい。義務教育諸学
校における政治的中立は、自分が言う
までもなく皆さん御了解だろうと言わ
れますが、義務教育諸学校における政
治的中立は私は認めます。しかしそれ
よりももっと恐ろしいのは警察である。
極端に言えば警察は権力を持つており
ますから、われ／＼の逮捕できれ
ば、家宅捜索もできる。あるいはその
他何でもできる。従つて何でもでき

る。従つて義務教育諸学校における政
治的中立と同時に、警察はより以上に
政治的に中立でなければならぬ。こ
の点是小坂さんの言うところの義務教
育の政治的中立は認めますけれども、
私どもは警察の政治的中立は、これ
は絶対に確保されないのだということ
を申し上げておくれ、政府与党の方も
何とかひとつ考慮していただきたいも
のだということを申し上げて、これで
やめます。

○加藤(精)委員長代理 本日はこれに
て散会いたします。

午後五時七分散会

昭和二十九年四月二十四日印刷

昭和二十九年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局